
令和4年第2回玖珠町議会定例会会議録(第4号)

令和4年6月9日(木)

1. 議事日程第4号

令和4年6月9日(木) 午前10時開議

第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(14名)

1 番	横山 弘康	2 番	衛藤 和敏
3 番	河島 公司	4 番	細井 良則
5 番	松下 善法	6 番	小幡 幸範
7 番	松本 真由美	8 番	石井 龍文
9 番	宿利 忠明	10番	河野 博文
11番	秦 時雄	12番	高田 修治
13番	藤本 勝美	14番	大野 元秀

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長	衛藤 正	議事庶務班主幹	秦 久里子
-------	------	---------	-------

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宿利 政和	副町長	秋吉 一徳
教育 長	梶原 敏明	総務課 長	山本 恵一郎
基地・防災対策課長 兼契約検査課長	宿利 明徳	みらい創生課長	横山 芳嗣

商工観光政策課長	藤井正盛	税務課長	穴井陸明
福祉保険課長	臼木寛章	子育て健康支援課長	工藤尚之
建設水道課長	長柄義正	農林課長兼 農業委員会 事務局長	藤原八栄
人権確立・ 部落差別解消 推進課長	小野英一	会計管理者兼 会計課長兼 住民課長	長尾真吉
教育政策課長	秋好英信	GIGAスクール 推進室長兼 教育政策課 指導企画監	衛藤公彦
社会教育課長兼 中央公民館長兼 B & G 海洋 センター所長	和田育男	わらべの館館長兼 久留島武彦 記念館事務局長	武石洋子
給食センター所長	高倉徹	総務課長補佐兼 行政班主幹	神田裕一

午前10時00分開議

○議長（大野元秀君） おはようございます。

開会に先立ちまして、申し上げます。

本定例会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、議場内においては飛沫防止シールド設置場所以外はマスク着用としておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

傍聴される皆様に申し上げます。

議場内の入室時においては、備付けの消毒液で手や指の消毒をされ、マスク着用の上、白いカバーのある席の御利用はお控えください。

また、会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

なお、会議の傍聴規則第7条及び第8条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力願います。

本日の会議に遅刻、途中退席の届けが提出されておりますので、報告いたします。

議員につきましては、8番石井龍文君から遅刻、13番藤本勝美君から途中退席の届けが提出されております。

ただいまの出席議員は13名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（大野元秀君） 日程第1、これより昨日に引き続き一般質問を行います。

ここで、昨日も申し上げましたが、一般質問を行うに当たり、議長として一言申し上げます。

本定例会における一般質問の通告内容によりますと、新型コロナウイルス感染症関連についての質問が重複しております。質問を予定している議員につきましては、他の議員の質問とそれに対する町執行部の回答を聞き逃さないようにし、また、町執行部についても重複した回答を繰り返さないように注意してください。一般質問の通告をしている項目については、その内容を執行部及び傍聴される皆さんにもお配りしております。傍聴される皆さんも、その内容に期待されている方もいらっしゃると思いますので、通告した内容の質問、また、その回答が限られた時間内に終了できるように、一般質問の時間配分を図るようにしてください。御協力をお願いいたします。

質問者は、一般質問表の順序により、これを許します。

会議の進行に御協力をお願いします。

本日最初の質問者は、3番河島公司君。

○3番（河島公司君） おはようございます。議席番号3番河島公司です。

今定例会も質問の機会をいただきまして、大変ありがとうございます。

今年の春も、私にとってはあつという間でした。桜の時期を終え、久々の開催となった日本童話祭も無事に終え、田植も今終わろうとしております。いよいよ夏本番を迎えようとしています。梅雨を迎えますが、近年頻繁に起きた豪雨災害のないことだけは祈っております。

今日は最初に、3年ぶりに屋外行事も開催された日本童話祭について質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスの影響で中止や規模縮小が続きましたが、徐々に好天にも恵まれ、子供たちの歓声でにぎわう日本童話祭ができ、安堵しました。やっぱり玖珠町は日本童話祭がよく似合います。

まず、当日の人出状況や催しの様子と、実行委員会のほうで反省がなされておれば総括、できていれば報告をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（大野元秀君） 和田社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼B&G海洋センター所長（和田育男君） お答えします。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、今年の第73回日本童話祭は第70回以来3年ぶりの開催となり、三島会場と河川敷会場で開催されましたが、両会場とも感染防止対策のため、行事や規模を縮小し、接触リスクが考えられる行事については取りやめるなど、調整に苦慮したところでございます。

主催者発表ではありますが、5月4日は全国児童俳句大会等の関係で約200名、5月5日当日は約2万5,000人の人出となりました。

現時点では、第73回終了時の全体の実行委員会の開催には至っておりません。コロナ禍で実施される新たな日本童話祭は、多くの制約の中での開催となりましたが、来年や今後の開催に向けての一定の成果があったものと考えております。

近々、各会場の実行委員会の反省会が予定されておりますので、準備や当日の反省、コロナ感染対策、ウィズコロナ、アフターコロナ下での開催等について十分な議論を行いたいと考えております。また、両会場の実行委員会の反省会が開催された後に事務局で内容の整理を行い、議会にも報告して、議員各位の意見などをいただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大野元秀君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） 実行委員会のほうの反省は、またよろしくお願ひしたいと思います。

当日私は、コロナ禍で議員としての案内はありませんでしたので、子供の日の珍珠町の様子を見たくて、三島公園から河川敷のほうには自転車で、それから三日月の滝から伐株山へ車で参加してきました。私を感じたところでは、人出は例年の半分はいないかなという感覚でした。何より、パレードがなくて式典が規模縮小で行われたことが少し残念でありました。

今年第73回を迎えた日本童話祭、自分たちも子供の頃から子供会で仮装パレードに参加したり、役場から大名行列で参加したことが本当に懐かしく思い出されますが、来年からのパレードの持ち方について考えを伺いたいと思います。

○議長（大野元秀君） 和田社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼B&G海洋センター所長（和田育男君） お答えします。

以前まで開催しておりました仮装パレードにつきましては、直近のコロナ感染状況から判断して、一定の時間の拘束、集団での行動リスクなどを考慮し、議員言われるように今回は中止をさせていただきます。

今後の仮装パレードにつきましては、まだ実行委員会の反省等も行っておりませんので具体的な内容は協議していませんが、実行委員会の中で議論いただき、盛大に行えるように協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大野元秀君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） パレードは、本当に参加した子供たちに大きな思い出となります。例年、園児の参加が中心となりますけれども、小学校や少年団体を含めて多くの参加があることが、その日の盛り上がり大きな影響を与えています。

九州で有名なところでは、博多どんたくとか隣の日田の川開き観光祭もそうですけれども、交通対策のこともあろうかと思いますが、町の一大イベントなので、交通規制を緩和しながらでもパレードで盛り上げるようなことはできないのか、伺います。

○議長（大野元秀君） 和田社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼B&G海洋センター所長（和田育男君） お答えします。

第67回、平成29年ですが、以前の仮装パレードは、森中央小学校前を出発地として国道387号を北上し、二葉町交差点から本町通りを抜け、三島会場を到着地とするコースで行ってまいりました。また、

宇佐、中津方面からの来場者の車の往来があり、国道387号を片側交通規制や両方向に規制をかけるなどして開催してきた経過がこれまであります。

しかしながら、交通事故のリスクが高いことから、玖珠警察署との協議を踏まえ、東久大通運様にお願いし、自動車整備工場を出発点に変更しました。このことにより、パレード参加者が国道を歩行することなく、唯一国道を通過するのは二葉町交差点の横断歩道のみとなりました。また、信号機を警察署員が直接操作することで安全面が確保されることとなりました。

このコースに至るまでの数年間、国道上を使用して実施されていきました仮装パレードでは、人身事故になりかねない事案が多数発生しており、限られた保安要員や警備員でいかに安全面が担保できるかという玖珠警察署との協議を重ね、現在の仮装パレードのコースを導き出したものと聞いております。

議員言われるとおり、仮装パレードは童話祭式を盛り上げるための主要行事であると考えております。童話祭式が行われる三島会場周辺以外での実施は、交通混雑や安全対策等を考慮すると現状では解決しなければならない問題も多くありますが、玖珠警察署との協議も行いながら今後の課題として考えていきたいと思っております。

以上です。

○議 長（大野元秀君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） 経過はよく分かるんです。安全面を考えたならそういうことを考えられます。安全ということを考えれば歩行者優先で車を止めることもいいんじゃないかと思うんですけども、そういうことまで考えて、本当にあるべき姿というのをもう一遍考えたほうがいいと私は思っています。そういうことで、今後に期待したいと思っております。

それから、このパレードに関連してですけれども、この連休中にはたくさんの各種少年スポーツの童話祭大会が計画されております。この大会の参加者は例年どのくらいあるのか、それを先にお願ひします。

○議 長（大野元秀君） 和田社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼B&G海洋センター所長（和田育男君） お答えします。

今年は、第73回日本童話祭の共催イベントとして6種目、具体的にはラグビー、バレーボール、少年野球、剣道、サッカー、少林寺が日本童話祭の青少年スポーツ大会として開催されました。各種大会には、全部で66チーム、合計で1,004名の参加をいただいております。

以上です。

○議 長（大野元秀君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） 今年は1,004名の参加だったということですがけれども、遡ったところで例年3,000名近くの人が出ていたことがあるような気がします。子供の人数が減っていますのでそういうことも関連があると思っておりますけれども、1,004人ですね。

参加するチームには、私の考えでは子供の祭りですので、その童話祭大会ですので、連休中の3日、

4日は競技を計画してもらって、5日は午前中パレードがありますので、それを盛り上げてもらうということを条件にこの大会を開くことは可能ではないかと思うんですけども、どう思われますか。

○議長（大野元秀君） 和田社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼B&G海洋センター所長（和田育男君） お答えします。

議員言われるとおり、各種大会は、5月5日当日に開催されている競技もあればそれ以外の日に開催されている競技もございます。

来年の仮装パレードにつきましては、先ほど言いましたように具体的な内容は未定ですが、コロナ禍前のような仮装パレードが実施できる見通しが立った場合は、スポーツ大会参加者の仮装パレードの参加も検討していきたいと考えております。その際は、河島議員をはじめ各競技の大会の運営に携わられている皆様につきましては、パレード参加に向けてぜひ御理解と御協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大野元秀君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） 交通対策は非常に大事なんですけれども、今年は工業団地の造成地を利用した駐車場計画をやりました。どんな状況だったか教えてください。

○議長（大野元秀君） 和田社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼B&G海洋センター所長（和田育男君） お答えします。

交通対策につきましては、玖珠警察署交通課の指導を受けながら、基地・防災対策課、交通指導員、交通安全協会と事前調整会議を開き、交通規制に伴う人員の配置や案内看板設置箇所等について協議を行ってきたところでございます。

これまでは100台程度の小規模な駐車場を学校のグラウンド等を利用して活用し、幾つも運用してまいりました。しかしながら、それらの駐車場から各会場への距離やシャトルバスの停留所までの距離が遠いなどの苦情が毎年多く寄せられてきました。このような状況を少しでも解消できないかと、今回、第73回の日本童話祭につきましては、開催直前になって、先ほど議員言われたとおり、四日市にあります工業団地の造成地をお借りすることができました。少なく見積もっても1,500台以上の車が止められる大規模駐車場が確保できることから、河川敷と併せてメイン駐車場として利用計画し、案内看板でも工業団地への駐車場への誘導を図ったところでございます。

当日は最も多いときで300台から400台の駐車があり、それに伴いシャトルバスをフルに回転させ、来場者がスムーズに移動が行えるように対応を行ったところでございます。

また、駐車場からは目の前に伐株山を眺めることができ、眼下に広がる町内の風景は絶景ではなかったかと思っております。

さらに、玖珠町に工業団地の造成用地があるということも多くの方の来場者に知ってもらう機会にもなったと思いい、これを機会に何らかの御縁があればとも思ったところでございます。

以上です。

○議長（大野元秀君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） 大変よかったですと思います。

私は今回、自転車で会場を移動してみました。渋滞の車より早く三島会場から河川敷会場に移動することができたり、天気もよかったのでなかなか快適でした。ぜひ、拠点を設け、レンタル自転車も一案ではないかと感じました。検討してみてもどうかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（大野元秀君） 和田社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼B&G海洋センター所長（和田育男君） お答えします。

会場間の移動のためのレンタル自転車の件ですが、自転車は、議員言われるように交通渋滞の緩和と環境に優しい交通手段であり、いろいろな観光地で活用されているのをテレビなどで見ることもございます。

玖珠町でも以前、道の駅童話の里くすに音声付ガイドのレンタル自転車を整備し、町内の観光地等で周遊できるように整備しておりましたが、なかなか利用者数が伸びず、残念ながら現在は運用されておられません。

議員が言われるように、5月の季節のよい時期に自転車をこぎ、町内を移動するのは快適だと思いますが、当日の交通量の多い会場間を移動するのは交通事故などの心配が若干されるところでございます。

しかしながら、先ほど言いましたように、交通渋滞緩和と環境問題を考えたときに検討する必要は大いにあると思いますので、安全対策について警察署等の関係機関の指導も受けながら協議を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大野元秀君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） それからもう一点、伐株山と三日月の滝公園に行って気がついたことがあります。

三日月の滝公園は瀧神社の境内で花手水もありまして、癒やして訪れた県外の方がたくさんいて、写真に収めておりました。伐株山のほうにはたくさん家族連れが、ちょうどお昼どきでしたので弁当を広げる方もたくさんいました。来られた方に私のほうからいいところを見つけましたねと聞きますと、また夏にもぜひ来たいというようなことを言っておりました。本当にあそこの環境は非常にすばらしいと思います。ただ、駐車場がいっぱいで混雑をしておりまして、周辺の道とかにも止めるような状況でありました。この対応につきましては検討が必要だと思います。

どちらも以前は童話祭会場の一つだったことがありますが、今の2会場になっております。運営面からも今の2会場でいいと思うんですが、ぜひ、町外から訪れた方に御紹介、御案内できるようなコーナーを設けて、童話祭会場で御案内のパンフレットを配るとか、そういう対応を考えてみてはどうかと思います。どうでしょうか。

○議長（大野元秀君） 和田社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼B & G海洋センター所長（和田育男君） お答えします。

これまでの童話祭の歴史を振り返りますと、過去には議員言われるとおり、伐株山会場と三日月の滝会場がありました。現在は童話祭会場としては運用されておりません。現在、5月5日の日本童話祭開催当日は伐株山や三日月の滝公園へも多くの方が訪問されているということは、議員が言われたとおりだと思っております。

過去の経過を踏まえ、日本童話祭の会場としての活用は現時点で実行委員会の中でも特に意見等ありませんが、伐株山と三日月の滝公園につきましては玖珠町の観光地でございますので、見どころの一つとして、引き続き、童話祭の中でも議員言われるようにブース等を設けて観光的なアピールができないかということを担当課と協議していきたいと思っております。

少し童話祭の会場の変遷をお話ししたいと思います。振り返ってみますと、第28回（昭和52年）までは、童話祭は三島会場のみで実施されておりました。第29回（昭和53年）に河川敷会場と伐株山会場が誕生し、第35回（昭和59年）に三日月の滝会場が新たに設けられました。それから約10年にわたって4つの会場で童話祭が運営されてきましたが、会場が分散したことにより、各会場間の渋滞や移動が不便である、また、同時刻にメインの行事が開催されるので、他の会場に着いたときは行事がもう既に終わっていた等の声が上がることになりました。

これらの状況を受け、多極分散型でいくのか一極集中型に戻していくのかという議論が起こり、当時の実行委員会では、第47回（平成8年）でございますが、伐株山会場を廃止、翌年の第48回（平成9年）には三日月の滝会場を廃止した経過がございます。

以上です。

○議長（大野元秀君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） これはもう童話祭の運営とは関係ないんですけども、三島会場で地元関係者から三島公園の整備の要望を受けました。あそこは都市公園として昭和50年の前半に整備された記憶がありますが、40年ぐらい経過して施設の老朽化が目立っております。修理が必要だとも言われます。公園内には旧久留島氏庭園もあり、それから久留島武彦記念館と併設していることもありますので、それに見合った木造施設があるのかとも思いましたけれども、耐久性の面もありますので最低でも塗装工事ぐらいは必要かなと思います。その時期を迎えておりますが、それについて見解を伺いたいと思います。

○議長（大野元秀君） 和田社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼B & G海洋センター所長（和田育男君） お答えします。

御案内のとおり、第1回（昭和25年）から日本童話祭が開催されている三島会場は、三島公園にとどまらず、森の町並みを含んだ会場として実施されています。

議員の質問でございます三島公園の整備についてでございますが、商工観光政策課が所管しています三島公園は名勝旧久留島氏庭園も含んでおります。名勝につきましては社会教育課が所管しており、令和3年度に名勝旧久留島氏庭園整備基本計画を策定いたしましたので、今後もその計画に沿って整

備を行っていきたいと考えております。

三島公園の整備につきましては、先ほども申し上げましたように商工観光政策課の所管となりますので、社会教育課からは具体的には今は申し上げられませんが、童話祭の会場として見たときに旧森町全体から構成されることから、三島会場の整備は複数の部署にまたがる全庁的なものであると捉え、庁舎内で調整を行いながら整備に向けて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議 長（大野元秀君） 3番河島公司君。

○3 番（河島公司君） ぜひ内部協議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に移る前に、コロナの終息で、本当に玖珠町でしかできない、それから玖珠町らしい、玖珠町の誇れる日本童話祭が訪れることを期待しておりますが、実行委員会の委員長であります宿利町長、日本童話祭全体について思いがありましたら。

○議 長（大野元秀君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） お答えを申し上げます。

日本童話祭につきましては、昨日横山議員からもその思いといいますか、おもてなしの心ということをお話し申し上げたところでございますが、町の一大イベントということを捉えますと、先ほど担当課長も少し話をしましたように、どの課がどうだというよりも、行政である玖珠町役場、そして関連する各種団体、皆さんでこれを成功に導くということは当然のことだと思いますので、いろんな事前の整備、そして当日の運営、全体的な推進というのは当然のことかと思ひます。

そういった意味では、今、教育委員会に実行委員会の事務局をお願いしておりますけれども、教育委員会だけの問題ではなく、全庁挙げた検討、チェック体制ができるように、その辺は少し工夫して、よりよい日本童話祭にしていきたいという思いでございます。

以上でございます。

○議 長（大野元秀君） 3番河島公司君。

○3 番（河島公司君） 次に移りたいと思ひます。

次に、新型コロナウイルス対策の対応について伺いたいと思ひます。

先日、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会の専門家有志の見解を受けまして、厚生労働省がマスク着用に関する考え方を発表しております。感染リスクの高い場所のマスク着用を含む基本的な対策は重要というふうにくぎを刺した上ですけれども、屋外マスク着用は必要なし、屋内でも会話がなければ不要、しかし身体的な距離2メートルの基準もあり、大変曖昧な表現となっております。

玖珠町も、この対策を考えたときに各自治体と歩調を合わせることになると思うんです。政府の見解に準じて行くことになるんじゃないかと思ひますけれども、町としてどういう対応になるのか、伺いたいと思ひます。

○議 長（大野元秀君） 工藤子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（工藤尚之君） お答えいたします。

玖珠町の感染防止対策につきましては、マスク着用だけには限っておりませんが、基本的に国・県の基準というものを基本としているところでございます。

マスク着用でいえば、大分県の方針といたしまして、現時点ではございますが、先ほど議員おっしゃったように屋内の場合については原則着用、2メートル以上離れて会話をしない場合につきましては不要というふうにしております。また、屋外の場合は原則不要として、屋外であっても2メートル以内で会話をする場合については必要というふうにしております。

また、感染予防対策につきましては、マスク着用だけに限ったことではございません。他の手指の消毒であるとか換気、そういうものも併せてリスク軽減策の一つとして取組を国・県も推進しているところというふうに承知しているところでございます。このような内容を様々な機会を通じて周知していければというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（大野元秀君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） いろんな判断基準があるのでその人その人の判断を仰ぐような形になると思うんで、町全体の中でマスクの考え方とか、マスクに限ると非常に難しい問題があると思います。していなくてやかましく言う人もおるだろうし、もう外したほうがいいんじゃないかという考え方もたくさんいると思います。その辺を、後でちょっとまた質問しますけれども、見解的に周知徹底できるといいなと思っております。

特に子供に対する影響が懸念されますが、大人の判断で子供たちはそれに従うことになるように思います。園児や児童生徒へ明確な指導が必要となりますが、そのことについて教育現場ではどのように考えるか、伺います。

○議長（大野元秀君） 秋好教育政策課長。

○教育政策課長（秋好英信君） それでは、お答えいたします。

子供たちの意向であったり先生たちの思い等については、5月の定例の校長会におきまして、感染者がかなり減っているとはいえまだまだ心配があります、保護者からも賛否はございますが、安全面を考慮してマスク着用は継続すべきではないかという意見も出されていると聞いております。

そこで、5月23日の政府における新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更を踏まえまして、文部科学省からは学校生活における児童生徒等のマスク着用について方針が示されております。その内容といたしましては、引き続き、基本的な3密の回避、手洗い・消毒、換気を徹底していく必要があります、身体的距離が十分取れないときはマスクを着用すべきとしつつも、マスクの着用が必要ない場面といたしまして、屋外では2メートル以上の目安の身体的距離が確保できる場合の例といたしまして、離れて行う運動や移動、鬼ごっこなど密にならない遊び、屋外での教育活動、自然観察や写生活動などとなっております。なお屋内では、人との距離が確保でき会話をほとんど行わないような場合、例えば読書や調べ学習など、なお、野外の運動に限らずプールや屋内の体育館等を含め、体育の授業や運動部活動などはマスクの着用は必要ないというふうに示されております。

学校現場の取扱いにつきましては、これら文部科学省からの通知を踏まえ対応するとともに、PTAを通じた保護者への説明も併せまして理解を求めていきたいと思っております。

一方で、特にこれから夏場を迎え、気温、湿度や暑さ、こういった指数が高くなる中で、学校現場では熱中症に対する警戒がより一層必要になっております。文部科学省からも重点的に、体育・スポーツ活動の中で発症が高くなるため、熱中症のリスクの軽減あるいは未然防止への留意事項が示されておりますので、学校長には、実際の運用に当たっては一律的な対応ではなく、天候などを踏まえ適宜現場での判断をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） 分かりますけれども、ということになると各学校単位で判断は必要ということですね。

○議長（大野元秀君） 秋好教育政策課長。

○教育政策課長（秋好英信君） 学校での判断の基準ですが、先ほど申しました基準を踏まえて、天候によって暑い場合は逆にマスクを外していきましょう、つけるほうではなくて。熱中症対策がこれから特に重要視されておりますので、あまりマスクにこだわり過ぎるとかえって違う角度で子供たちが危険にさらされるということを踏まえてくださいということで、学校長にはお願いしております。

○議長（大野元秀君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） 報道の中で、一度新聞か何かで見たと思うんですけども、全国的には今、本当に子供たちがマスクを外したがつているのかどうかというのが数値で出ていたような気がしたんです。玖珠町の中では、そういう数字的なもので現れるものはないですね。

○議長（大野元秀君） 秋好教育政策課長。

○教育政策課長（秋好英信君） 子供たちや教職員に対して、直接外したがつているかどうかという具体的な調査までは至っておりません。

○議長（大野元秀君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） 次に、町民向けなんですけれども、熱中症リスクが高まる夏の前に、暑くなるので歓迎する人もいれば、感染リスクが高まることに不安視する人もいます。町として町民に新型コロナウイルス感染症対策をどう指導していくのか、徹底していくのか、分かりやすい説明が問われますが、その周知方法について伺います。

○議長（大野元秀君） 工藤子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（工藤尚之君） お答えさせていただきます。

現在、町から住民の皆様へ情報をお伝えする方法といたしましては、町のホームページであるとか玖珠町アプリの「りんくす」、それから広報くす、防災無線などが主体というふうになっております。

先ほどのコロナ対策の内容の伝達ということになりますが、人は社会活動を営む上でいろんなシチュエーションがございます。一律の感染症対策の指導であるとか、かつまた分かりやすいというも

のについてはなかなか難しいというふうに感じているところでございます。

ただ、先ほど議員がおっしゃったように、これから暑い季節の中で熱中症のリスクなども上がっていくというふうに考えております。そういうものも考慮しながら、住民の皆様個々人の体調であるとか生活シーンの中で感染症の予防をお願いしたいというふうに考えております。

あわせて、様々なイベントであるとか個々の事業所でも感染症対策をしていただいております。取り組んでいただいております感染症対策などに従って、住民の皆様にはその場面に応じた感染予防対策というものを実施するようお願いをしまいたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長（大野元秀君） 3番河島公司君。

○3 番（河島公司君） まだまだ感染者数の状況を見ると続くことが考えられます。マスク着用は警戒しつつ緩和を、この背景には、コロナ疲れや重症化リスクの低いオミクロン株が主流になったことがあると言われております。ウィズコロナ、アフターコロナの時勢ですので、町長はコロナ対策について何を基準に対策の判断をしていこうとするのか、お伺いしたいと思います。

○議 長（大野元秀君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） お答えを申し上げます。

感染しない、させないという中で、防止策というのは先ほど出ていますように様々な方法があると思います。マスクにつきましては、なぜマスクの基準が検討されたかという背景には、先ほどございますように、とりわけ学校現場や高齢者などでマスクを強制されることによって新たに熱中症等の危険があるというような、そういった懸念も出てきたことから、国の段階でマスクの着用の基準をつくったもの、そういった背景があるからこそ検討されたものだというふうに思っているところでございます。

そういった意味では、何らかの基準を設けて周知徹底しなければいけないという流れの中で2メートルとか室内、屋外というようなものが出たと思いますので、コロナに多くの方が感染し流行することによって、これまで痛いほど何回も我々は大変な目に遭ってきていますし、経済対策も講じなければいけない、莫大な予算も投じてきたという痛い思いはたくさんしてきているはずでございますので、感染をさせないという意味では、マスク着用はいかなる場面であろうが推奨を町としてもしていきたい。ただ、諸般の熱中症等のことを考えますと、その基準にぎりぎりオーケーですよということは示していきたいというふうに思っていますので、どの場面で着用したほうがいいよとかしなくてもいいよという判断するのは難しいと思いますけれども、着用を推奨しつつも、基準に応じた対応というのは現場的に出てくると思っております。そういった意味では、今後も国や県が示す基準に沿って町としても対策の周知徹底を図っていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議 長（大野元秀君） 3番河島公司君。

○3 番（河島公司君） 次に移りたいと思います。

玖珠町の主要産業であります農業の振興について伺いたいと思います。

今年度の施政方針の中でも、予算編成方針で、地域産業の振興に積極的に取り組み、農林畜産物のブランド化による農家所得の向上に向けて支援を掲げております。施策として生産拡大に向けた予算が計上されておりますが、農業振興のための農家等の所得向上を図る施策の主なもの、どんなことに力を入れているのか、紹介していただきたいと思います。

○議長（大野元秀君） 藤原農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（藤原八栄君） おはようございます。それでは、お答えをします。

施策の主なものということでございますので、町では農家所得の向上に向けて水田の畑地化、水田に収益性の高い園芸作物等の推進をすること、それと高収益の農産物生産に必要とする設備投資、また種苗に対する支援、圃場の確保などを行うことで、結果として生産量の増加、品質の向上などを図ることにより、実所得の向上につなげる取組をしております。

また、市場価格の変動に左右されないためにはコスト削減は重要でございますので、労働作業の省力化や部会対策として選別機や乾燥機など共同施設の導入も進めているところでございます。例えばピーマンの自動かん水器とかトマトの溶液土耕とか畜産の発情・分娩発見装置、それとか分娩の監視カメラ、そういったものを導入しておるところでございます。

また、町における農産物の作付の第1位は、何といたっても稲作でございます。農業経営体が71%を占め、1経営体の平均作付面積は80アールとなっております。高齢化などにより規模が縮小している傾向もございますが、今後、農地の集積による規模拡大や担い手の支援、作業の効率化・省力化などの支援を強化することで、玖珠米の安定供給と販売価格の上昇につながる対策を講じていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） 今話にも出ましたけれども、生産量を増やして所得を上げることは理解できますが、生産したものをどのように販路拡大や製品のアピールをするかということはどう図っていくかということが重要ではないかと感じています。生産者と一緒に町が取り組んでいくことはできないのか、伺いたいと思います。

○議長（大野元秀君） 藤原農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（藤原八栄君） それでは、お答えをします。

産地でブランド産品だと言っても商品の数量がなければ流通業者に取り扱ううまみはないというふうに思っておりますし、売場での露出度が少なければ消費者の認知度も上がらないというふうに思っております。

品種を変えながら途切れなく一定量を長期間出荷できる産地は、売場を長期間占有でき、消費者の認知を高めることができますし、また量販店で大量に売ることができれば生産者の所得につながり、消費者のブランド認知も拡大するというふうに考えております。

このため、町の重点作物でございます白葱、トマト、ピーマン、キュウリを地域振興作物の中心としてJAや県と連携を図りながら集出荷の体制を整えるとともに、野菜の産地化などを通じて先ほど言いました生産量を増やして販路拡大につなげていきたいと考えておりますし、また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、消費地を訪問してのPR活動等の制限を受けていた状況でございましたけれども、徐々にコロナ以前のような取組への期待も増加してきておりますので、町としてもJAなどの関係機関や生産者などと一緒に、例えば福岡市などの消費地を直接訪問して産品の特徴や魅力などを発信し、さらなる販路拡大に向けたPR活動の支援を行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大野元秀君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） 大変失礼しました。今の話の中にも出ましたけれども、先に聞くはずでした。

玖珠町ブランドについてですけれども、現在検討している、計画を進めていることについて伺いたいと思います。

○議長（大野元秀君） 藤原農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（藤原八栄君） それでは、まず農林課のほうからお答えを申し上げます。

農産物ブランド化には、農産物を商品として捉え、誰に何を売りたいのかターゲットとなる顧客を明確化し、商品に付加価値をつけ、差別化を図り、商品戦略・販路開拓を行うことが不可欠であるというふうに考えております。

例えば、特Aランクひとめぼれの玖珠米は、福岡方面などの方々に販売したいというターゲットを定めておりますが、米の消費量が減っている中で産地間競争は激化することになり、自然に囲まれ寒暖差が大きいなどどこにでも該当するような付加価値ではなく、他地域から抜け出るような付加価値こそが重要だというふうに考えております。

また、国のみどりの食料システム戦略によるJGAP認証や有機JAS規格のような審査により確認された付加価値を町の農産物に付け加えることや、県、市町村、JA、生産団体から成ります「The・おおいた」ブランド流通対策により、農産物とか大分和牛、大分豊後牛、シイタケの「うまみだけ」などの市場出荷産品は、県単位でブランド化づくりの推進を玖珠町も一緒になって行っている状況でございます。

玖珠町独自のブランド化は、農業振興のみならず都市間交流や移住・定住など商工観光振興にも発展する要素が大きいことから、消費者と直接的な接触が期待できますくすこのえ産直ネットと、ネーミングとかイベントの開催とか産地の紹介など玖珠町ブランド構築に向けた検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（大野元秀君） 横山みらい創生課長。

○みらい創生課長（横山芳嗣君） 農産物の有利販売や産地化を通じたブランド化につきましてはただいま農林課長がお答えしたとおりですが、新たな魅力化としましてみらい創生課で準備しています計画についてお答えしたいと思います。

昨日の一般質問でも回答しましたが、人工衛星を活用した玖珠米のブランド化を計画しています。これは、大分空港がアジア初の宇宙港として認定されたことから、玖珠町は人工衛星を活用した施策のうち、栽培技術のデータ化による栽培管理及び玖珠町の特別の米ブランドの確立を目標に、みらい創生課と農林課の若手職員のプロジェクトチームを検討中でございます。

この手法は、既に青森県で栽培されていますブランド米、青天の霹靂で成功事例として実証されていまして、玖珠町も玖珠町版青天の霹靂ができるよう取り組みたいと思います。

以上です。

○議 長（大野元秀君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） 今定例会で直販出荷組合集荷場補助金が提案されております。それに伴う要望書も出されています。

くすこのえ産直ネットは、農業者の所得向上、経営安定を図り、農業の存続を目指すとしております。そのための活動拠点整備に支援する以上は、地域に貢献できる、それからもうかる農業の実現のために最大限活用することが望まれますが、この事業への今後の検証をどうやっていくのか伺います。

○議 長（大野元秀君） 横山みらい創生課長。

○みらい創生課長（横山芳嗣君） お答えいたします。

産直ネットの助成につきましては、議員御質問のとおり、農業者の所得向上、経営安定を図り、また玖珠町ブランドを町外にアピールすることを主な目的とするものです。

事業投資の効果の検証については、当面は予定していません。外部者として評価を行うのではなく、積極的に関わっていくことになるかと思えます。基本的には、5年間の事業計画に基づき、完了後5年の経営につきましては振興局や町、金融機関がフォローアップしてまいります。5年間は継続して安定的な運営を図れるよう、県や両町が一体となっていくこととなりますが、5年後の検証は必要と思われれます。評価指数としまして、出荷者数、販売金額、出荷箇所数等があるかと思えます。本来はプラス経済効果等を指標としたいところですが、外部委託を行う必要もあり、今後の検討課題でございます。

以上でございます。

○議 長（大野元秀君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） ぜひ、5年間の大きな伸びに期待をしたいと思います。

販路拡大や玖珠産品のPRに向けて取り組んでいく役場内組織について伺います。

どこに担当部署があるのか、事務報告を見てもよく分かりません。それだけ販売促進に向けた取組ができていないのではないかと感じております。企画部門なのか、それか農業部門なのか、はたまた

総務を中心に内部連携なのか、私はあらゆるイベントでの出品の場の提供とか産直ネット、道の駅、JA、県内自治体、それから福岡方面との連携を図る情報を共有できる事務局を設けることが必要ではないかと考えていますが、どう思われますか。

○議長（大野元秀君） 山本総務課長。

○総務課長（山本恵一郎君） 役場組織に関するということで総務課からお答えいたします。

農産物の販売促進は、農協や生産者団体が従事することが基本と思いますが、町として行政が主導とすることが最適だとなれば、その業務を行う体制を構築しなければならないと考えております。

しかしながら、市場への共同出荷では、合併した県農協や生産者団体の農産物はそれぞれ市場ごとに担当者やバイヤーが配置されておりますし、くすここのえ産直ネットにつきましても、九州一円をコントロールしています玖珠町出身のバイヤーは十数年前から支援をいただいておりますので、販路拡大など行政としての信頼性が発揮できる部分など、後方支援に徹するほうが望ましいと考えているところでございます。

議員の質問にあります町内外で催されます各種イベントなどでの販売機会の確保やその場の提供、情報共有につきましては、これまでも農林課はもとより旧企画商工観光課が連携して対応してきましたが、今年度に設置しましたみらい創生課が総合調整の役割を持つこととなります。

以上です。

○議長（大野元秀君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） 最後に、町長に伺いたいと思います。

本当に作れ作れで生産を拡大しても、できたものを消費しなければ農業所得の向上にはつながらないと思いますので、町長に販路拡大、それから所得向上に向けた所感を伺いたいと思います。

○議長（大野元秀君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） 第一義的には玖珠町で頑張っておられる農家の皆さんの所得向上というのが大きな狙いですが、そのために各種団体が市場への有利販売、また産直グループのように直接消費者にアピールをするというような体制が取られております。

玖珠町といたしましては、そういった団体を支援するというのと、もう一つはしっかりとした情報収集をするということも大事でありますので、市場販売の部門の団体指導、そして直販部門の産直ネットグループ等の支援については積極的に行ってまいりたいと思っております。そういった部分を支援するという事は、同時に関係人口を増やしていくということと将来のまちづくりにも大きく寄与できるものと、導いていけるものだというふうに思っておりますので、積極的に町も関わって取り組んでまいりたいと思っておりますのでございます。

○議長（大野元秀君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） 農業の生産者の所得向上につながるような早急な対応をよろしく願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大野元秀君） 3番河島公司君の質問を終わります。

次の質問者は、4番細井良則君。

○4番（細井良則君） 皆さん、改めましておはようございます。議席番号4番細井良則です。

去る5月29日、童話の里くすファンタジーミュージカルスタジオが主催する飛び出す久留島童話、語りベミュージカル「弾きがえる」を鑑賞してまいりました。子供たちが生き生き演じる姿、それから大きな声で明るく歌っている姿を見て本当に感動しました。子供たちは玖珠町の宝です。子供たちの夢や希望がかなうように、このような事業を引き続き取り組んでいただきたいと思います。

それでは、議長のお許しをいただき、通告に基づき一問一答方式で質問させていただきます。

初めの質問は、学校の安全管理についてです。

大分県の自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が制定されて、4月で1年を迎えました。その中で若干ルールが守れていないんじゃないかなという部分もございますので、確認の意味を含めて質問をさせていただきます。

小中学校の自転車の利用者数について伺います。

○議長（大野元秀君） 秋好教育政策課長。

○教育政策課長（秋好英信君） それでは、お答えいたします。

町内の小中学生に係る自転車の利用者数につきましては、中学校では自転車通学生として把握はできますが、基本的には家庭内の内容でもございまして、児童生徒全体の個別の利用状況まで細かくは把握しておりません。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） それじゃ、中学校の利用者数についてお願いします。

○議長（大野元秀君） 秋好教育政策課長。

○教育政策課長（秋好英信君） お答えいたします。

まず、くす星翔中学校1校でございますが、自転車通学につきましては2キロメートル以上4キロメートル未満の通学距離が対象となっております。学校からは、現在、全校生徒372名のうち1年生が46名、2年生が52名、3年生が47名、合計145名、率にして39%の生徒を自転車通学に対して許可していると報告を受けております。

以上です。

○議長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） 中学生については通学の許可で確認できるという部分を聞きました。しかしながら、通学以外でも自転車を利用している生徒がおられるんじゃないかなというふうに思います。それをなぜ聞くかということ、学校の長は、児童、生徒、学生に対して自転車の安全で適正な利用に関する理解を求めることができるよう、発達段階に応じて交通安全教育を行うように努めてくださいというふうに書かれているんです。ですから、そういう児童生徒がおる場合については安全教育をやる。小学校については小学校4年からそういった安全教育を受けて、許可が出れば乗れるみたいな部

分を記憶しておりますが、小学校でそういう安全教育を実施しているのか伺います。

○議長（大野元秀君） 秋好教育政策課長。

○教育政策課長（秋好英信君） お答えいたします。

各小学校におきましては、毎年大分県交通安全協会の玖珠支部の協力をいただきまして交通安全教室を開催しております。その中で、児童には交通ルールの徹底、ヘルメットの着用の必要性など、安全教育に努めているところでございます。

ちなみに昨年度、令和3年度では、塚脇小学校から小田小学校、森中央小学校、古後小学校、北山田小学校、八幡小学校と、全校生徒に対して教育を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） しっかりと安全教育を行っている、実績もあるというふうに言われていますが、中学生が自転車で並走している姿、それから小学生低学年だろうと思われませんが、ちょっと乱暴な自転車の運転をしているところを散見する部分がございます。

安全教育はしっかり行われているけれども徹底できていないという事実がございますので、そういう部分についてはもう一度しっかりとやっていただければなというふうに思います。

2番目のほうで、通学者数については先ほど答弁をいただきましたけれども、その中で一つ心配になっているのが、自転車の賠償責任保険の加入の状況について確認をされているのか、伺います。

○議長（大野元秀君） 秋好教育政策課長。

○教育政策課長（秋好英信君） お答えいたします。

自転車保険等の加入状況につきましては、御案内のとおり令和3年4月1日より大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が施行されまして、6月1日からは第13条において、自転車利用者（未成年を除く）、自転車を利用する未成年を監督する保護者、それから自転車を利用する事業者、自転車貸付事業者に対して自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されております。

くす星翔中学校では、個人の加入状況の確認作業までは行っておりませんが、県条例での自転車保険の加入の義務化、それから広報チラシ等で周知を行いながら、保護者や生徒に対しましては学年PTAや自転車通学生集会、こういったものを開催する中で、自転車通学の決まり、マナー、防犯登録、ヘルメットの着用など、留意事項と併せまして説明を行ってきました。

また、大分県PTA連合会が取り扱っております学生・子ども総合保険、こういったものを紹介しながら保険加入を推奨してきたところでございます。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） 自転車保険の加入状況について確認ができていないというふうになっていますが、その条例の項目の中に、学校の長は確認し、確認ができない場合は保険の加入について説明を行うというふうな部分がございます。そこはしっかりやっぱりやっていただいておりますと、ちょっと

と昔、平成25年でしたか、小学生が運転する自転車と高齢者が衝突して損害賠償約9,500万円の判決が出ているんですよ。ですから、そういう不幸なことが起こらないような取組をしっかりとやって許可するというようなことが必要ではないかなと思いますので、ちょっと確認のほうよろしく願いをいたします。

続いて、先ほどもございましたヘルメットの着用については指導されているというふうに言われましたが、私が見る限り、いろんなヘルメットの種類をかぶっている児童生徒がいます。その中に安全規格、SG基準というのがあるみたいなのですが、その確認をして許可しているのか、伺います。

○議長（大野元秀君） 秋好教育政策課長。

○教育政策課長（秋好英信君） お答えいたします。

先ほどの自転車賠償責任保険と同様でございますが、県条例第12条におきまして、学校長は、在学する児童、生徒または学生に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の安全上の措置に関する指導に努めるというふうになっております。そのためくす星翔中学校では、自転車通学者に対するヘルメットの安全規格につきましても、個別調査は実施できておりませんが、学校長からは、PTAや自転車通学生集会を開催する中で自転車の決まり、特に厳守事項として安全基準に合格したものを使用するよう周知徹底を図ってきたところでございます。

なお、ヘルメットの安全規格には様々あるようでございまして、SG規格、JCF公認、JIS規格などありまして、ランクやその単価も様々なようですが、基本的には、監督する未成年に対する自転車の反射材及び交通事故の被害を軽減する器具の使用その他安全上の措置に関しては、保護者の義務というふうに捉えております。また、既に各家庭で買いそろえて通学している状況がございまして、そのため、学校長には今後もPTAや自転車通学生に対して安全面における情報提供に努めるように指導してまいりたいと思います。

ちなみにSGマークは、日本で流通しているヘルメットの中でこのマークがついていないということとはほぼないというふう聞いておりますが、教頭先生が目視した際には、いろんなマークではございますが、ほぼ安全基準を満たしているのではないかとこのように言われておりました。ただ、最終的には保護者がこれをどう捉えて我が子を守っていくかということになるかと思っておりますので、そのあたりも学校のほうから保護者宛てに、守っていただきたいというふうに重ねてお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） 確認する義務がないというふうには捉えられないのかもしれませんが、やっぱりしっかりとやっていただいて、ちょっと私が心配しているのは、そういうSG規格とかのヘルメットをかぶっておらず事故を起こした場合、賠償保険が適用できるのかといった部分も出てくると思うんですよ。要は、尊い命を守るためにやっていただきたいなというふうに思います。

先ほど学校長に対して徹底するというふうには言っていたございましたので、それを保護者のほうに伝

えていただく。皆さんも感じると思いますが、周知徹底をします、文書を配りました、何人がしっかりと読んでそれを守るかという部分もごございますので、しっかりとした指導をやっていただければいいのかなというふうに思います。今後ともよろしく願いをいたします。

次に、今後心配になる熱中症やプールでの事故を踏まえて質問させていただきます。

学校において事故が発生した場合、どのように対処するようになっているのか伺います。

○議長（大野元秀君） 秋好教育政策課長。

○教育政策課長（秋好英信君） それでは、お答えいたします。

学校における児童生徒の安全につきましては、過去に発生した事故や事件、自然環境を踏まえて様々な取組が行われております。

平成21年に施行されました学校保健安全法に基づいて、学校には学校安全計画及び危険等発生対処要領、いわゆる危機管理マニュアルというものの作成が義務づけられております。そのため、学校管理下において事故が発生した際、学校及び学校の設置者として、児童生徒の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を図るために、まず1点目として校内で事故発生の場合、2点目、校外活動で事故発生の場合、3点目、休日に事故発生の場合、4点目、プールでの事故発生、その他いろいろございますが、あらゆるケースを想定しながら危機管理に備えております。

とりわけ学校管理下における事故には、体育や運動部活での事故、熱中症、食物アレルギーほか、犯罪被害、交通事故、自然災害など多岐にわたって想定されますので、救急及び緊急連絡体制の一例として、必要に応じて警察や救急車の出動、医療機関へつなぐこともございます。また、再発防止のための対策を検討するため、職員会議での周知徹底や、状況によっては保護者への説明、学校運営協議会の情報提供にも努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） それぞれのケースでしっかり取り組んでいるというふうに答弁をいただきましたけれども、町内の小中学校においてそういった統一した対処マニュアルが作られているのかどうか、伺います。

○議長（大野元秀君） 秋好教育政策課長。

○教育政策課長（秋好英信君） 先ほどの答弁と少し重複しますが、各学校には危機管理マニュアルの作成が義務づけられておりますので、各学校において、多少学校規模が多いところと少ない学校がございますので全く同じということではございませんが、それぞれ学校規模に応じてマニュアルが作成されております。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） 各学校において、人数の上限があるからという考えじゃなくて、教育委員会としてそういったマニュアルを作成する、それを各学校に周知徹底するほうがいいんじゃないかなと

思いますけれども、いかがですか。

○議長（大野元秀君） 秋好教育政策課長。

○教育政策課長（秋好英信君） 基本的には、文部科学省から示されておりますマニュアルはございます。それを踏まえて、例えば珍珠町と大分市であったり東京都であったりというのは規模が違いますし、学校規模によってという言い回しが、例えば教職員だけでなく地域の方も協力をいただかないとできない場合とかもございますので、そういった意味で学校規模によって少し違う部分もあるという答弁になっております。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） 学校規模、それから地域の方との協力、いろいろあるということですので、そこはしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思います。

あと先日、ある中学校の体育祭で熱中症が25名ぐらい発生した場合については、即救急車を依頼して搬送した事例がありました。また、ある大学の野球部で熱中症による、当日ではないですが、後日死亡事故が発生しました。その中で、救急車を呼ばずに部活動の車で搬送したということで、後日の記者会見で学長のほうがその行為については不適切な対応であったと謝罪をしていますが、学校として救急車を呼ぶ基準があるのかどうか、伺います。

○議長（大野元秀君） 秋好教育政策課長。

○教育政策課長（秋好英信君） お答えいたします。

先ほどの危機管理マニュアルの中に、各学校において救急車等を呼ぶ場合の判断基準はそれぞれ設けられております。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） 判断基準があるということ、骨折をしたりとか熱中症の場合については救急車というふうになってくるのかなと思いますけれども、休み時間において児童生徒が鉄棒やジャングリズムやブランコから落下して頭部を打撲した場合、その症状によって救急車を呼ぶのか呼ばないのか、そういった判断基準があるのか伺います。

○議長（大野元秀君） 秋好教育政策課長。

○教育政策課長（秋好英信君） 児童生徒の症状にもよろうかと思いますが、例えば打撲をしてけがをして、出血して骨が折れているのではないかと、こういった関係につきましては養護の先生がいち早く判断ができればと思います。専門的な見地からですね。

それから、一般的には例えば意識がなかったりとか、こういったケースもあろうかと思いますが。この場でこういったケースのときに呼びます、こういったケースのときには呼ばないという細かい判断はお答えできませんが、一般的な意識の問題、外傷の問題、出血の度合い、こういったものが総合的に判断されるのではないかとというふうに思われます。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） ある大学の死亡事故のときに、テレビの取材でそういった症状に関して専門の方が答えられていたんですよ。救急車を呼ぶと救急車に救急救命士、そういった治療の専門家が乗っているし、症状を見て、どこの病院に連れていけばその人の命に関することが守られるというふうになっているので、大小関わらず救急車を呼ぶことをお勧めしますというようなことを言われていたので、そういう部分については今後取り組んでいただければなというふうに思います。

次に、学校でそういった事故が発生した場合、保護者への連絡体制はどういうふうになっているか、伺います。

○議長（大野元秀君） 秋好教育政策課長。

○教育政策課長（秋好英信君） それでは、お答えいたします。

保護者への連絡につきましては、基本的には被害児童生徒の事故の発生の状況を受けまして、第一報では可能な限り保護者に状況を伝えます。その際、事故の概況、けがの程度、最低限必要となる情報を整理した上で、被害の詳細や、例えば医療機関につなぐ場合はどこどこにつなぎますと、そういったものを整理した上で、まず報告をいたします。第二報では、具体的に正確な情報がつかめた段階で報告するような形になるかと思えます。

なお、災害対応、こういったものにつきましては全生徒に関する問題等もございます。こういったものにつきましては、被害というよりも全児童の保護者に対応するために、学校メール等を活用しながらいち早く通知しているところでございます。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） 第一報については、事故が発生してすぐに保護者に連絡するという認識でよろしいんですか。

○議長（大野元秀君） 秋好教育政策課長。

○教育政策課長（秋好英信君） 基本的にはそういう状況になります。

○議長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） 私が心配しているのは、町内にいけば早い段階で駆けつけられるというふうに思いますが、近年、日田市、中津市、湯布院、別府市、大分市と保護者の方が遠方で勤務されている場合がございます。一報を受けて帰ってこられるまでに遠いところでは1時間ちょっとかかるというような状況があるんで、やっぱり一報は起こった時点で速やかに連絡をしていただくと。メール等がある、そういう活用もというふうに言っていますが、勤務中については携帯を持って回れない業種の方もいると思いますので、そういった連絡体制は各学校に、また各先生にしっかり教育をしていただいて、すぐに連絡が取れるような体制をつくっていただければなというふうに思います。

次に、事故の第一報を受けた際、教育委員会として学校に対してどのような指示を行うのか、伺い

ます。

○議 長（大野元秀君） 秋好教育政策課長。

○教育政策課長（秋好英信君） それでは、お答えいたします。

学校におきましては、事故発生時の児童生徒の安全確保を最優先に考えながら、まずは危機管理マニュアルに沿って対処していただくというのが基本になります。

また、事故の内容や程度にもよりますが、教育委員会は学校からの第一報の概要説明を一般的には電話で受けます。その後、事故の報告書というものを出していただくんですが、その事故報告書が詳細の把握ということになります。これは書面で出していただきますので、基本的には事後になろうかと思えます。まずは電話でこういうことがありましたというのが一報で入ってきて、後ほど詳細を上げてください、その上で緊急時の場合は教育委員会と学校がまず電話等で連絡、調整を図りながら、児童生徒への安全対策といえますか対処を共有します。一方で、その事故、事件等で学校教育活動の継続が可能であるかどうか、学校をそのまま開けていていいのかとか閉じたほうがいいのかとか閉校したほうがいいのかとか、そういったことについても協議してまいります。

また、発生原因の究明、それからそれまでの安全対策、こういったものがどうであったか、こういったものも検証しながら再発防止の徹底を図る指導をしております。

引き続き、適切な改善策も講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4 番（細井良則君） 状況によって指示を出されているということを知って安心いたしました。

次に、尊い命を失わないために学校設置者として安全対策についてどのように考えているか、町長に伺います。

○議 長（大野元秀君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） お答え申し上げます。

やはり一番重要なものは児童生徒、さらにまた教職員の先生方の安心・安全であり、万が一のときの命、そして傷病に最優先に対応することが基本だというふうに思っています。そのために、教育委員会はそういった環境を保障しつつ教育活動に向かうという、その指導・助言をするというのが教育委員会の責任、責務だというふうに思っております。

そういった意味では、真っ先に対応できる現場の対応マニュアルというものが基本になってこようかというふうに思います。その存在であるかどうかというふうな指導をしているというのは、教育委員会から今回答えを申し上げたとおりであります。

例えば一つの例を取りまして、こういう場合は養護教諭の先生が対応するとマニュアルになっていても、たまたまそのときに研修等で養護教諭の先生がいない場合もありますので、二重、三重にそういったマニュアルが対応できるような実効性があるものではないと意味がないというふうに思っています。教育委員会のほうから各学校現場、そしてまた御家庭も含めてそういったものの再検証をぜひ

行ってもらうよう、学校設置者としても要請をしたいというふうに思っております。

そのほか、私ども行政部門といたしましては、交通安全協会とか警察署とか医師会とか様々な団体に要請をしながら、児童生徒、教職員の安心・安全を確保する責任もありますので、予算も必要であれば措置しながら、そういった対応を町を挙げてすることが重要だというふうに思っているところでございます。

○議 長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4 番（細井良則君） しっかりとした取組をやっていただけるということを聞いて安心しました。

やっぱり町長の答弁の中にあつたように、養護教諭が不在だった場合、複数の対処が必要だというふうに言われました。私も同感で、特に管理職の方が不在だった場合どういう判断をするのか、非常に難しい部分はあると思う。そのときには多分教育委員会に指導を仰ぐと思いますので、そういった場合については適切に取り組んでいただいて、学校事故で児童生徒の尊い命がなくなることを願っています。

次の質問については、学校での新型コロナウイルスの対策についてです。

1番の学校における新型コロナ感染の状況については、昨日答弁がございましたので省略をさせていただきます。

2番目の学校、学年、学級の閉鎖はどういった基準で行っているのか、伺います。

○議 長（大野元秀君） 衛藤教育政策課指導企画監。

○G I G Aスクール推進室長兼教育政策課指導企画監（衛藤公彦君） お答え申し上げます。

学校保健安全法第20条に基づきまして、学校の全部または一部の臨時休業を行う際の判断につきましては、令和4年1月12日付文書にて文部科学省より次のように示されております。

まず、学級閉鎖につきましてでございますが、一つ、同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合、一つ、感染が確認された者が1名であっても周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いた場合、一つ、1名の感染者が判明し複数の濃厚接触者が存在する場合、そして最後として、その他設置者が必要と判断した場合でございます。

また、学年閉鎖につきましては、複数の学級を閉鎖するなど学年内で感染が広がっている可能性が高い場合でございます。

最後でございますが、学校全体の臨時休業については、複数の学年を閉鎖するなど学校内で感染が広がっている可能性が高い場合となっております。

以上でございます。

○議 長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4 番（細井良則君） 基準について答弁をいただきました。学校によって人数の多い少ないがあると思いますが、数字的に学級の30%以上が感染した場合については学級閉鎖とか、そういった基準はないんですか。

○議 長（大野元秀君） 衛藤教育政策課指導企画監。

○G I G Aスクール推進室長兼教育政策課指導企画監（衛藤公彦君） お答えいたします。

今、議員おっしゃるように、学校の規模、それからクラスの児童生徒数が違いますので、その時々
の状況を設置者である教育委員会と学校とで協議して、ケース・バイ・ケースで判断をしておるとい
うことでございます。一律なパーセントの基準は設けてございません。

○議 長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4 番（細井良則君） 基準がちょっとグレーかなというふうに思います。ケース・バイ・ケースも
必要なのでしょうが、何人以上とかそういった部分もやっぱりその中にあったほうが私はいいんじ
ゃないかなというふうに思います。

昨日の答弁の中で、感染者については本人申告とか家族からの申告、濃厚接触者については、前は
保健所のほうから濃厚接触者だというふうな通知があったらしいんですが、今はないというよう
なことを聞くと、やっぱり不安になる部分もあると思います。実際、友達の誰々君と誰々さんが
コロナで休んでるんよ、私は一緒に遊びよったけど大丈夫なんやろうかというような御意見も聞
きますので、そういった部分でしっかり閉鎖するとか、数字的な部分もちょっと考慮していただ
ければいいのかなというふうに思います。

次に、学級、それから学年、学校を閉鎖した場合、教育の指導体制についてどのようになっ
ているのか伺います。

○議 長（大野元秀君） 衛藤教育政策課指導企画監。

○G I G Aスクール推進室長兼教育政策課指導企画監（衛藤公彦君） お答え申し上げます。

閉鎖時の学習指導でございますが、G I G Aスクール構想により1人1台端末の整備並びに家庭に
おけるW i - F i環境整備がされておりますことから、切れ目なく学習が継続できるようオンライ
ンによる学習も実施してまいったところでございます。

また、毎日の健康観察や朝の会、夕方の連絡などをオンラインで行うことにより、学校と子供、ま
た子供同士のつながりを継続する取組も同時に行っております。あわせて、児童生徒の発達段階や教
科の特性に応じて紙ベースの課題も出すなど、デジタルとアナログを併用した形で各学校において工
夫しながら学びを止めない対応を取っているところでございます。

以上でございます。

○議 長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4 番（細井良則君） 教育教材を使いながらやっているというふうに答弁をいただきました。その
中でリモートでの教育体制についてですが、中学校についてはしっかりできているというふうに聞い
ていますけれども、小学校のほうは現段階でどのようになっているのか伺います。

○議 長（大野元秀君） 衛藤教育政策課指導企画監。

○G I G Aスクール推進室長兼教育政策課指導企画監（衛藤公彦君） お答えいたします。

小学校についてでございますが、これは一つの例であります。中学校において4月21日から22日
までの間、1年生の学級閉鎖が2日間行われました。また、4月26日、27日の2日間、1年生の学年

閉鎖を行いました。その中で1日5時間から6時間のオンライン授業を実施いたしました。中学校1年生4月段階での入学したばかりでの時期でございましたが、スムーズにオンライン授業ができたというふうに学校から報告を受けております。

中学校の取組ではございますが、これは各小学校が昨年度、ふだんより有事に備えたオンラインによるリモート授業を複数回行っていたことによる一つの成果だというふうに認識をしておるところでございます。

以上でございます。

○議 長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4 番（細井良則君） 小学校でも逐次リモートの教育ができていくことを聞いて安心しました。今後とも、それが幅広くできるようにやっていただければいいのかなというふうに思います。

そういう中で、しっかり取り組む児童生徒とまあちょっといいわというような感じで取り組む児童生徒もおられるんじゃないかなと思います。そこで、自宅学習で遅れた児童生徒に対する学校が始まったの対策はどのように考えているのか、伺います。

○議 長（大野元秀君） 衛藤教育政策課指導企画監。

○G I G Aスクール推進室長兼教育政策課指導企画監（衛藤公彦君） お答え申し上げます。

まず、自宅学習をするときでございますけれども、学級担任のほうが御家庭に連絡を取りまして課題やクロームブックという端末を家庭に持っていき、玄関先において電話にて持ってきた旨を伝え、保護者に渡すという方式で、まずは自宅で学習できる課題を提供すると。登校できた際に個別指導を行うなど、遅れが出ないような対応を取っているところでございます。

以上でございます。

○議 長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4 番（細井良則君） しっかりと取り組んでいただいていることを確認できてよかったです。

次に、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者に対する心のケアはどのように行われているのか、伺います。

○議 長（大野元秀君） 衛藤教育政策課指導企画監。

○G I G Aスクール推進室長兼教育政策課指導企画監（衛藤公彦君） お答えいたします。

心のケアにつきましては、児童生徒が陽性と診断された場合や御家族に陽性者が確認され濃厚接触者として特定された場合など、児童生徒の実態に応じまして学級担任が状況をまず把握し、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーといった専門スタッフと連携を取りながら相談や面談に応じるなどの体制を整えてまいっております。また、各学校におきましては、日常の人権教育の中でコロナ差別に関する授業も継続して行っているところでございます。

以上でございます。

○議 長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4 番（細井良則君） 担任の先生と養護教育の先生については理解できるんですけども、スクー

ルカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの来校日は週に何回というふうに決まっているんですか。

○議長（大野元秀君） 衛藤教育政策課指導企画監。

○GIGAスクール推進室長兼教育政策課指導企画監（衛藤公彦君） 基本的に週に何回というふうに決まっていますので、毎日というわけではございませんが、そういった有事の際には臨機応変に対応できるような体制も取っております。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） 来庁日、週に何回といたら、日数については答弁がなかったんですけども、1日か2日しか来られないと思うんですよ。そういう中でケアをやっていただく。1日6時間の計算をした場合、1人当たり1時間で終わればいいですけども、2時間かかったりした場合何人そういう心のケアができるのかなというところが心配なんですよ。今聞いてもらいたいことも、もう今週は来ないから来週まで待ってというような体制ではケアとは言えないんじゃないかなというふうに私は考えますが、その点についてはいかがですか。

○議長（大野元秀君） 衛藤教育政策課指導企画監。

○GIGAスクール推進室長兼教育政策課指導企画監（衛藤公彦君） 子供さんの悩みや置かれた実態を学校と教育委員会のほうで情報共有いたしまして、そういったケースで緊急を要するような場合あるいは急いで関係機関につないでいったほうがいい場合につきましては、優先順位を上げて対応を取っていく、そういったことで対応してまいっております。

以上です。

○議長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） 普通の悩み、そういった部分はそういった感じでもいいのかなと思いますけれども、コロナに感染して、先ほど言われたように人権的に差別、言葉の、いじめじゃないんですけどもそういうことを言われたときに、やっぱり児童生徒は傷つくと思うんですよ。そういう部分をしっかりケアしてあげるのが大切じゃないかなというふうに考えますので、その部分についてはしっかりと取り組んでいただいて、子供たちの成長を見守っていただきたいなというふうに思います。

次に、今回、塚脇小学校で臨時休校2日間が行われました。その中で保護者への連絡が前日になったということがあったと思いますが、どういう状況だったのか説明してください。

○議長（大野元秀君） 衛藤教育政策課指導企画監。

○GIGAスクール推進室長兼教育政策課指導企画監（衛藤公彦君） お答えいたします。

塚脇小学校につきましては、5月17日火曜日、それから5月18日の水曜日を臨時休校といたしました。経緯といたしましては、その前日である5月16日月曜日に、コロナワクチン接種の副反応による体調不良者を含め、全校生徒の20%に相当する50名を超える欠席者がございました。朝の段階で学校

長より報告並びに相談があり、学年を問わず複数の陽性者が確認されており、濃厚接触者の基準には該当しないものの兄弟、家庭内における陽性者の増加も見られ、それらを一旦遮断する必要があるというふうに判断したことで、御家族の感染により自宅待機となっている児童も複数名存在してまいりましたので、塚脇小学校と設置者である玖珠町教育委員会とで協議をいたしまして、臨時休校の判断を午前中に出しました。急な決定でありましたけれども、保護者には5月16日月曜日の正午に一斉メールにて送信してお知らせをしたところでございます。

○議長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） 先ほどの質問の中で、休校の基準はケース・バイ・ケースで判断するというところで判断されたという答弁だと思います。

しかしながら、基準が30%以上とかそういう部分だったら、20%だったら入らない、休校する必要はないというような部分になってこようかなとも思いますので、そういった判断をやっていただく中で、どこが正しいのかというのはなかなか決め難いところがあると思いますが、そういうところをちょっと考えていただければなと思います。

行政側としては今の感染の推移や今後の状況を見て判断されるというふうに言われていますけれども、保護者側からしてみれば、正午に一斉メールをされたと言いますが、次の日、また次の日休む場合、職場でも勤務体制の調整とかそういった部分もやっぱり出てくるわけですよ。正午に一斉メールをしました、しかしながら職場で携帯等を触れない方については帰って確認をした、それからまた職場に行って、ちょっと休校になったんで2日間休みますという感じになってくるんですよ。だから、本人も困るだろうし、職場も代替の方がいなかったらというような部分も意見される保護者の方もおられたんです。

分かりますよ。確かにそういった部分で、別の例を取れば、水害になって次の日休みになる、じゃ職場はどうするのかと言われたときに、ああそれはしょうがないなということで終わらせてしまえばそれで終わりなんですけれども、前日にコロナの関係で休校するというようなことを考えた場合、やっぱりちょっとでも保護者の気持ちを考えていただけるようなことができないかなというふうに個人的に思うところがあります。これはもう本当、お願いになるかもしれませんが、やっぱり保護者目線でということも若干考えていただければなというふうに思います。

よりよい学校づくりで、児童生徒が伸び伸びと学生生活を送れるような学校づくりをやっていただきたいというふうに思いますが、最後、時間がございますので教育長、思いを一言。

○議長（大野元秀君） 梶原教育長。

○教育長（梶原敏明君） 今、細井議員さんから学校の安全管理について、またコロナについて御質問、御指摘等いただきました。まとめて私の意見として申し上げます。全然答弁は用意しておりませんが今の思いつきに一部なるかと思いますが、御了承くださいませ。

児童生徒の特性としましては、年齢や個人により心身の発達、発育状況が違います。また行動障害の種類や程度などが異なるということをまず念頭に置きまして、同じ環境であってもその危険性、ま

た個人によって同一でないということを十分把握しておかなくてはいけない、そこは教育の難しさであると感じております。

また、先ほど安全管理を申し上げましたが、私ども、安全管理とともに安全教育と一緒にやっております。一方のみが欠けても児童生徒の安全の確保ということは非常に難しいこととございまして、安全教育と安全管理の一体的な活動を展開することが望ましいと思います。そして初めて学校における安全確保ができるものと考えています。

安全管理における環境整備や児童生徒がよりよく安全な行動を意思決定したり、また、自助といいますか自ら行動選択できることを学校としても教えなくてはならない。自分の命は自分で守るということです。そして、安全管理を行う主体は原則として校長をはじめとする教職員でございます。できる限り児童生徒と、また保護者、地域、関係機関が安全管理に的確に参加することによって、事前に共有するということが大事かと思っております。

先ほど、保護者の立場も考えてくれということがございました。やっぱりこういう事態が生じたとき、緊急事態、先ほどありましたように災害、また緊急にお休みになるということになったときには、事前にそういうことがあるということを保護者や地域と一体的に事前に共有しておくということが大事かと思っております。だから、教職員以外の立場ならでの視点や協力は今後も子供たちの安全管理の取組に非常に重要かと思っています。このために、学校では一体的に安全教育と安全管理を年間計画に基づいて計画的に行う必要があるかと思っています。今、議員から御指摘いただいた点につきましては、今後、私どもはこれを特に学校に指導していきたいと思っております。

また、学期ごとに校長会で、安全の心得ということを経理に度々同じことを繰り返しております。それがまだ教職員に徹底できていなかった点もあるかと思っておりますので、もう一度そのあたりを反省しまして、今後の安全管理と安全教育を推進していきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4 番（細井良則君） 教育長、ありがとうございました。

教育長が言われるように、学校、それから保護者、児童生徒、地域の方がタッグを組んで、よりよい学校づくりをやっていただければ本当にありがたいなというふうに思います。

最後に、教育委員会をはじめ、また校長をはじめ教育現場で働く教職員の皆さんが本当に頑張っておられるなというところに対して敬意を表して、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議 長（大野元秀君） 4番細井良則君の質問を終わります。

ここで午前の会議を終了し、休憩とします。

午後1時から再開します。

午前11時56分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議 長（大野元秀君） 休憩前に引き続き一般質問を再開します。

次の質問者は、10番河野博文君。

○10番（河野博文君） こんにちは。議席番号10番河野です。

今日は、議長のお許しをいただき、一問一答形式で通告に従って質問させていただきます。

新型コロナのほうも最近ちょっと落ち着いてきたかな、珍珠でも感染者が減ってきたかなというふうで、ちょっと安心しております。また、くす星翔中学校のほうも昨年からできなかった修学旅行が来月あたりやれるということで、場所が変わってもそういうことができるというのは子供たちにとっての夢がかなえられるんじゃないかなと思って、よかったなと思っております。

今日は3つの項目にわたって質問させていただきますが、まず、町づくり政策・観光政策についてということで質問させていただきます。

最初に、町長が選挙公約に豊後森駅北側の珍珠町平が丘の杜をSDGsに配慮した住宅団地、学園都市構想を掲げられているが、具体的な構想をどのように進めていくのか、お伺いします。

○議 長（大野元秀君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） お答え申し上げます。

平が丘につきましては、皆さん御存じのとおり、過去に総合運動公園の候補地として検討された経緯もございますけれども、現在、どちらかといえばあまり活用されているというような状況ではないかなというふうに思っております。

議員がおっしゃいましたように、先般の町長選挙の際に、平が丘の杜として活用することによりまして豊後森機関庫や駅前通り商店街、さらに道の駅周辺エリアが連携して中心部の活性化につながるものではないかなという構想を持っておりました。まだ役場内で組織的に検討されたものではございませんけれども、あくまで今までの現段階でのイメージということでお聞きを願いたいと思っております。

まず、エリアに幹線道路を整備、開設をする。そして、整備が可能となる土地や区域から住宅や農地の分譲が始まり、いわゆる工業団地のように一面を全て造成開発するのではなく、パッチワーク状の区画を描くような開発にしたいなということを考えております。これは、総合運動公園の用地として検討された過去に、現地は文化財が出てくるのではないかという区域、また無縁墓地とか森林など地権者が特定できない箇所が点在しておって、なかなか一定規模の広さを確保することが難しかったという話を聞いておりますので、着手できない区域はパッチワーク状に残地として残る状況になるのではないかなと考えております。行政主導で幹線道路を開設すること、また、上水を整備した後は、分譲住宅とか各種施設の整備は基本的に民間企業のお力をお借りし導入することで、数年後には残地森林や農地、個人住宅や商業施設などを備えた区域に誘導していきたいという考え方でございます。

御存じのとおり、高台からの景観や交通アクセスに恵まれた区域になりますので、町外から富裕層や若い世代の移住も期待ができると。町の活性化につながるのではないかなという発想からでございます。

また、令和2年、令和3年の豪雨災害のときに課題となりました建設工事関係の設計施工管理技士や測量技師、さらに現在では介護や保育に従事される方々が恒常的に不足しておるとい話もござい
ますので、それらに寄与するため、資格が取れる専門学校、いわゆる匠の大学を開校する、このこと
の誘致も視野に入れることで、学生や住民の受入れによる人口増加も同時に図ろうというものでござ
います。

このため、都市近郊にあるような単なる分譲地域ではなく、SDGs 17の目標、169のターゲット
を意識した田園都市構想であることを売りにして事業計画を検討していきたいと考えております。

また、今あります都市計画審議会でも、平が丘は20年先を見込んだ計画を描いてもらいたいとい
う答申もございしますので、今後は、議員各位はもとより、ワークショップ等々を開催しながら団体や多
くの町民の皆さんの御意見を集約して進めていきたいというふうに考えているところでござい
ます。

以上でございます。

○議 長（大野元秀君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 今、本当に町長が言われたイメージ構想はすごいな、我々も本当にそういう
のができればいいなというふうに感じております。と申しますのも、運動公園の話もありましたが、
その前、森高校があったとき、旧森高校の野球部の第2グラウンドという話もありました。幾つかあ
そこを開発しようという話があったんですけども、先ほど言われた遺跡の問題とか、かかれば出て
くるんですよ。それで今の構想はすごくうれしいんですが、この構想に関して、平が丘については
我々町会議員の中でも先輩に当たる豊田茂実議員、それから後藤 勲議員、ずっとあそこのことを言
われてきました。また、商工会に関係する特に中央支部の方々は、もう毎回そこをどうにかしたいと
いう目標を掲げてやってきました。

そういうような町長さんの話があったんで、今年の商工会中央支部の中でも、特に平が丘の開発を
というようなことが議題に上がっております。自分も選挙公約を見て、本当にこれが実現できればい
いなというふうに思ったんですが、ただちょっと気になったのは、施政方針演説の中と予算の中で全
くこの部分に触れていないんですよ。この辺のことについてタイムスケジュールをどのように考えら
れるか、お聞かせください。

○議 長（大野元秀君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） お答えをいたします。

町の施策を進めるに当たっては3か年計画にのせるというのが基本的なルールでございます。先ほ
どお話ししましたように、まだ組織的に十分議論がなされていない案件でございますので、計画とし
ては初年度に地権者の調査とか地形の調査、こういったものから入っていき、ある程度データが出来
上がった段階で分譲を進めていったりとか、実際のレイアウト、どこでどういうふうなことができそ
うなのかということ計画していくということになりますので、現況調査、現地把握から計画的には
着手していくのだというふうに思っています。

いずれにしても、着手年度を早くすることによって最終的な建設工事等々が付随してきますの

で、早め早めに取り組んでいけるよう努力をしていきたいと思っております。

○議長（大野元秀君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） こういうプラン、計画を進めていく中で、時間がすごくかかるんですよ。私たちが豊後森機関庫の開発というか、今までなったのに、平成13年に事業というか皆さん方で話を始めて、あそこを何とかJRから町に買っていただこう、そして登録有形文化財に持っていかうというようなことを計画してやってきたんですけども、やはり20年近い年月がかかる。湯布院のほうのまちづくりをされた方に聞いても、やっぱり30年、40年とかかるというような話を聞きます。

玖珠の工業団地にしても、遺跡が出るともうそれによって何年も引きずられるというようなことになります。もう本当に早い開始というか、先ほど町長は20年ということをおっしゃったんですけども、我々を含めて20年先がどうなっているか分からないような状態で、本当に実現できるかなというようなことが考えられますので、もう一回、何か今年度、任期4年ですから、その4年の最初の年から取り組むというような意気込みを聞かせてほしいんです。

○議長（大野元秀君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） バックアップをいただけるようで、ありがとうございます。

先ほども言いましたように一定、役場のルールもごさいますが、できることからやっていくというのは当然でございます。先ほど申しましたように現地調査、データ把握、こういったものはソフト事業でもごさいますので、可能な限りその予算措置も御了解をいただきながらやっていこうと思っております。

そういった意味で、工業団地のように一斉に造成する大規模な造成となればいろんな制約とかも出てきますので、先ほどもちょっと申しましたように、パッチワーク状にできるところから着手していけば、最終的にはそういった残地森林が残ったり着手できない区域が残りながら、やれるところはどんどんやっていくというようなことで考えましたので、パッチワークという言葉を使わせていただいたわけでございます。よろしく申し上げます。

○議長（大野元秀君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 安心しておりますので、ぜひ早い計画を練っていただく。地権者への調査もどんどん進めていただいて、一日でも早い着工ができるようなことを考えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に入ります。

次に、玖珠町四日市工業団地の残り部分への企業誘致が進んでいないが、早急な企業誘致に向けて対応はできないか伺います。

○議長（大野元秀君） 藤井商工観光政策課長。

○商工観光政策課長（藤井正盛君） お答えいたします。

玖珠工業団地は、平成31年4月に西側工区で新栄合板工業株式会社が操業を開始し、その後は東工区約10ヘクタールの誘致を進めているところでございます。これまでも複数の企業から条件確認や現

地視察などがありましたが、規模や従業員数確保の面で合意が進まず、いまだ誘致には至っておりません。これは、大分県が10ヘクタールを一括で必要とする製造業と定めて誘致を進めていることもあり、製造業の多くはその規模になれば1,000人近くの雇用確保が必要になることから、日田玖珠の近隣地域を含めて労働力確保が難しいことが最大の課題となっております。

このため昨年、町長の指示を受けて副町長同席の下、県担当部局に、1企業当たり3から4ヘクタール規模で数社が誘致できるようにと分割分譲に向けた検討を申し入れたところでございます。しかしながら県としては、10ヘクタールの広さの誘致ができる工業団地は県内だけではなく、北部九州の中でも唯一玖珠工業団地のみで、貴重な企業誘致の場所として位置づけられているところでございます。

今後は、10ヘクタール一括で製造業を誘致するという県の方針を基本にしながらも、現実合った分割分譲についても要請しながら、町独自の活動も含めて大分県と協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大野元秀君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） この団地、当初はオーダーメイドというか、何か来る企業によってその広さを分割して出してもいいというような県の話じゃなかったでしょうか。

○議長（大野元秀君） 藤井商工観光政策課長。

○商工観光政策課長（藤井正盛君） 今、県との協議の中では、先ほど申したとおり、一括した分譲ということで協議を進めているところでございます。

以上です。

○議長（大野元秀君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） ちょっとそれ、話をしてみてください。何か県が少し考え方が変わってきたのかなというような気もしますよね。

それから、この誘致に向けて自分の考えです。やはり玖珠は自衛隊もあるし、日出生台の演習場もあるし、また最近、国のほうでも防衛費をGDPの2%まで上げていくというようなことを言われております。これから防衛産業、防衛関連企業の産業とか、それからもちろん半導体とか電気自動車、EV、そういうのも考えられております。特に我々、主に防衛省関係の何か企業が来られないか、そしたら自衛隊を退職された方々がそういう面で就職できる場所を、玖珠の駐屯地だけじゃなくて、湯布院、別府のほうからも辞められた方がこっちに来て住んで働けるような、そういう企業を考えられないか。特に大分県からは防衛大臣1人と防衛庁長官1人が出て、どちらかといえば国会議員も防衛省にはかなり顔が利く方がいらっしゃるんで、何とかその辺できないか、そういう働きかけをやってみないかと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（大野元秀君） 藤井商工観光政策課長。

○商工観光政策課長（藤井正盛君） 貴重な御意見、大変ありがとうございます。

実は昨年度、先ほど議員さんが言った半導体の企業さんが現地を調査したところで、なかなか残念ながら、先ほどの広さを含めて、雇用の面で当玖珠工業団地ははじかれたというような現状もあります。

先ほど申した防衛関連産業という部分についても、県と協議をする中で進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大野元秀君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） ぜひアンテナを広げて進めてほしいなというように思っております。

特に、今日の朝のテレビのニュースに出ていたんですけども、九州で半導体の会社がまた倍ぐらいに大きくするというようなことも言われていました。そういう企業もあるんだということを早く出してほしいなというふうに思いますので、勉強してください。

次に3番目、森中学校跡地のローカル5Gを有効活用する企業誘致活動について情報発信ができていますか、伺います。

○議長（大野元秀君） 藤井商工観光政策課長。

○商工観光政策課長（藤井正盛君） お答えいたします。

旧森中学校校舎にローカル5Gシステムの設置、さらにサテライトオフィスとしての施設改修を行いました。これまでも大分県の企業立地推進課と連携し企業誘致活動を進めてまいりましたが、進出企業の決定には至っておりません。今年度は、ローカル5Gの通信環境を特典としたコワーキングスペースとして情報発信を行うことで、IT関連企業等の誘致を進めることとしております。

今年度は、内閣府が進めるデジタル田園都市国家構想の推進交付金をサテライトオフィス等活動推進に使用できる予定であり、企業向けに施設や町の紹介を行うプロモーション資料を作成し、ホームページ掲載や企業訪問などの活用、PRが可能となります。また、県の東京、大阪、福岡などの大都市圏にある出先事務所、さらに大分県が委託しているDX推進企業の協力を得ながら誘致活動を展開することとしております。

以上です。

○議長（大野元秀君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 5Gの関係も本当にどんどんやってほしい、いい発想で、ローカル5Gという設備を整えてやってきたので、もう早くやってほしいなというふうに考えております。というのも、ネットなんか見るとNTTとかNTTドコモとかNEC、富士通を含めて、もう次の2030年には6G、もう一段階上げていくというようなことを考えられているんです。そうしたときに、せっかく今の先端を行っている5Gができていながらなるべく早くに使わないと、もう2030年ぐらいなったらまた今度、ほかの高速のやつができてくる。ほかの環境ができてくる。そうなったらせっかく5,000万円かけて造った設備がもったいないんで、本当に早く生かしてもらいたいなというふうに思っております。その辺、スピードを上げて宣伝するなり誘致活動してほしいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（大野元秀君） 藤井商工観光政策課長。

○商工観光政策課長（藤井正盛君） 貴重な御意見ありがとうございます。

本年の議会の中で予算要求しております1,400万円の推進交付金についてがまさにそういった部分の推進費用となっております。議決の後、プロポーザル等、県内企業数社がこちらのほうに見えて業務説明等を行っておりますので、そういった企業の力を得ながら、企業進出に向けた部分を加速させてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大野元秀君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） ぜひ頑張ってください。

それから、次の4番目、豊後森機関庫に、より多くの観光客に来てもらうための構想及び計画、また機関庫を活用するまちづくりの発想、考えがないか伺います。

○議長（大野元秀君） 藤井商工観光政策課長。

○商工観光政策課長（藤井正盛君） お答えいたします。

玖珠町に観光客を招くには、九州では唯一、全国でも数少ない現存する扇形機関庫を有効活用することは極めて大切なことだと思っております。平成21年2月に国の近代化産業遺産に認定され、保存会の設立とともにミニSLの常時運行や福岡県志免町からのSL移転、公園整備とともに機関庫ミュージアムの建設など、年々環境整備を進めてきたところでございます。コロナ禍ではありますが、令和3年度の機関庫ミュージアムの総入館者数は1万2,750名で、前年比122%の増加でございます。売上げも119%の増、248万9,514円となっております、人気が高い施設と言えます。

今年度観光基本計画を策定する中で、三島公園、伐株山、三日月の滝公園など周辺施設と合わせて、機関庫の在り方や観光振興策を再検討したいと考えております。

なお、当面の動きとしては、今年の機関庫まつりの時期に合わせて、機関庫ミュージアムから森の米蔵エリアを回遊しながら滞在時間の増加を図りたいと考え、森の米蔵内で鉄道模型によるジオラマ展を開催するため、この議会の補正予算に計上しているところでございます。

また、宇宙港プロジェクトの中でも機関庫を活用した観光誘致に向けて素案検討を始めているところで、関係人口増加により波及効果を生み出せるようにしたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大野元秀君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 先ほど言われましたジオラマ、これは10月にやるということで楽しみにしておりますが、機関庫のほうも、今日もいらっしゃいますが、ボランティアの方が一生懸命ミニSLの運行とか、これ、どこからお客さん来たときも本当に喜んでもらえる、子供さんたちに喜んでもらえる、本当にいいものができているんじゃないかなというふうに思います。その中で若干、線路、枕木が傷んできておりますし、あの辺の整備についてもちょっと考えていただきたいのと、当初の我々の目的であった転車台、あれにSLを乗せて動かす、そういう姿もやっぱり見たいな、せっかくの転車

台を。

以前に、商工観光課のときに見積りを出したことがあったんですよ、JR九州さんからもらった。そのときに、SLを乗せて転車台を動かすのに電動で動かしても900万円ぐらいの予算でできるというような話を聞きました。やはり機関庫と転車台というは切っても切り離せない。人吉なんか「あそBOY」なんか走っていたんですけども、やはり機関庫の裏で転車台があって、それに乗せて回る。それを見に行きたい人もたくさんいるんです。そういうようなことも新しく考えて、リピーターを増やしてほしいなというふうに思っております。

それから、やはりああいう施設ですから、小学校、幼稚園、認定こども園、そういう人たちが社会見学、遠足がてらにどんどん近辺の町から、玖珠町の人はもちろんですが、そういう子供たちが来もらえるような施設にしてほしいと思うんですけども、そういうような考え方はありませんか。

○議長（大野元秀君） 藤井商工観光政策課長。

○商工観光政策課長（藤井正盛君） 貴重な御意見ありがとうございます。

実は来年度、JRのディステーションキャンペーンがございます。大分県と福岡県がその中心的位置を賄うような形になっております。その中で、現在9月に補正等の要求等もいたしたいと思いますが、今年度から大分県内で実行委員会が設けられております。先ほど、玖珠町では本年度からジオラマ展を行うということで今進めておりますが、このジオラマ展がよければ来年度もそういった形でやりたいと。その中で、やはりこの機関庫に多くの方々、それからいわゆる内部組織も含めて、町内での融資も含めて多くの方々に賛同していただいて、JRのディステーションキャンペーンをさらに加速していきたいと。

そういう中で、やはり来年度の部分のイベント的なものに併せながら今お願いしているのは、平成27年だったかと思うんですけど、SLが人吉から来た部分についても議題のほうに上げながら、ぜひそういった形で機関庫を盛り上げ、全国の発信地にしたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（大野元秀君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） そちらのほうもぜひ頑張ってください。

とにかく、やはりお客さんが繰り返し来る、それでまた来ていただいたお客さんが玖珠町で長い時間過ごしてもらおう。できたらいろんなところで昼食とか食べていただきながら時間を立ててもらおう、そういうようなことにもつながるようなまちづくりを検討してください。

次に入ります。

5番目、三日月の滝公園の運営及び管理計画について伺います。

今日、先ほどこの話が出たときに、昼休みでしたが、議員の中から今運営時間はどうなっているのかというようなことがございましたので、その辺を含めてお聞かせください。

○議長（大野元秀君） 藤井商工観光政策課長。

○商工観光政策課長（藤井正盛君） お答えいたします。

三日月の滝公園の管理計画についてでございますが、令和3年12月14日に同公園の地権者と土地賃貸契約を締結して以来、玖珠町の直営施設として再開に向けて環境整備を実施してきたところでございます。

同公園の運営についてですが、地権者及び関係機関との各種協議に基づく園内環境整備の推進状況に合わせて、4月4日に多くの住民の方々からの要望にあったパークゴルフ場の再開、そして豪雨災害により被災したキャンプ場の災害復旧工事等の完成により、4月30日よりオートキャンプ場の再開ができたところでございます。現在は、宿泊棟における旅館業許可取得のため、法令遵守の立場から、消防防災施設の整備やガス給湯器、ガスコンロ等の設備について順次整備を進めているところでございます。

また、同公園の施設として利用させていただいている神社地については、都市と農村交流施設三日月の滝公園としての環境を共存させるため、今後も環境整備に力を入れてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長（大野元秀君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） ちょっとこれは確認なんですけれども、三日月の滝公園は当分町営でいくという考え方にお変わりはないでしょうか。

○議 長（大野元秀君） 藤井商工観光政策課長。

○商工観光政策課長（藤井正盛君） お答えいたします。

現在、先ほど申しました昨年度契約した分が2年間ということですので、2年間は町営でしていくところでございますが、その後については、現在、どういう方向がよいのかどうかを含めまして、内部等で検討しながら進めてまいりたいというふうに考えているところです。

それから、すみません、営業時間については午前8時30分から午後10時30分までということになっています。

以上です。

○議 長（大野元秀君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 今、営業時間の確認なんですけれども、先ほど昼休みに話があったときに午後からの営業と、パークゴルフかな。と聞いたんです。それはどんなふうになっているんですか。

○議 長（大野元秀君） 藤井商工観光政策課長。

○商工観光政策課長（藤井正盛君） お答えします。

パークゴルフについては4月4日から再開をしておりますが、現在、地主さんとの調整によりまして午後からの営業、それからパークゴルフについては午後4時までという形で現在進めております。

以上です。

○議 長（大野元秀君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） その話が出たときに、やはり営業時間が午後から4時ということは、これから暑くなるのに一番暑い中営業される。もうちょっと涼しい時間はできないかというような話もあったんですけども、その辺は変えるつもりはないんですか。

○議長（大野元秀君） 藤井商工観光政策課長。

○商工観光政策課長（藤井正盛君） 今の御意見も伺いまして、パークゴルフ等の要望もございまして、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大野元秀君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） それでは、次に入ります。

今年の4月から玖珠町の観光協会へ玖珠町職員を1名派遣されていますが、その目的及び効果、結果が出ることをどんなふう考えているのか、お聞かせください。

○議長（大野元秀君） 藤井商工観光政策課長。

○商工観光政策課長（藤井正盛君） お答えいたします。

今年度4月から商工観光政策課の所属で職員1名を玖珠町観光協会へ派遣しておりますが、その主な目的は、情報の共有、企画事業の拡充を支援することです。玖珠町では現在、玖珠町アプリ「りんくす」を活用した動画配信など情報発信や、近隣の自治体や観光協会、また県やJRなどとの連携事業が増えていくことから、玖珠町観光協会の組織強化を図るための派遣でございます。

観光協会の役員さん等が高齢化していく中で、内部組織として事業部を設置し、若手職員や観光ファンタジー大使が率先して食・グルメの開発、主要行事等の動画撮影、くすまTV放送に取り組むなど、まだ派遣して2か月ですが、行政との連携強化の面でも徐々に動きは出ているところでございます。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 今1名派遣されて、観光協会の応援ですか、支援、そういう形でやられていると思うんですけども、観光協会自体を町としてどのように考えるか。もしも観光協会のほうに補助金を出して、そして向こうのほうでいろんな観光事業をされる人を雇用して人材育成して、そういうことをやっていくとか、そういうようなことは考えられなかったのか、お聞かせください。

○議長（大野元秀君） 藤井商工観光政策課長。

○商工観光政策課長（藤井正盛君） お答えいたします。

現在、町の制度として、地域おこし協力隊など外部からの人材育成、それから去年はJRの派遣の職員等、いろいろな部分で観光協会等に派遣できないか検討を進めておりましたが、なかなかそういった方の手挙げがされないような状態で、玖珠町としては観光協会共々観光事業についてはやはり率先してやらなければ、今後、交流人口の増加を含めた部分の重要な協会でございますので、そういった部分を考えながら職員を派遣しようということに至ったところでございます。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 考え方はいろいろあると思うんですけども、やはり観光協会そのものが強化されて、それで玖珠町を本当にPRしていく、そういう姿になるのが本当じゃないかなというふうに思うんです。そういったときに、観光協会がそれだけの人材を欲しいというのであれば補助金を出して、観光協会が本当に必要と思われる方を雇用されるとかというようなことも考えられるんじゃないかな。

また、中の話なんですけれども、商工観光のほうにも観光アドバイザーの方が入っていらっしゃいますよね。そういう方も積極的に観光協会あたりで引っ張っていけるような政策の仕事ができないか、そういうようなことは考えられないか、お聞かせください。

○議長（大野元秀君） 藤井商工観光政策課長。

○商工観光政策課長（藤井正盛君） 今、観光は非常に注目されており、コロナ禍のアフターコロナの中で重要な位置を占めていると思われますので、そういった部分を踏まえて検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大野元秀君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） ぜひ、しっかりとした観光政策を考えていただきたいなと思います。

以前、長浜という黒壁のまちのところの観光協会に行ったんですけども、そこなんかは大分県臼杵市とか多くの観光地のほうからも出向で1年間勉強に来られるとか、そういう話を聞いたことがあるんです。そしたら、やはり観光とか歴史とかという少し専門的なことをされて、そしてまちを引っ張っていく貴重な人材じゃないかなと思うんです。そういうような人材づくりを考えていただきたい。そして、玖珠町のために本当にいいまちづくりができるようなことをしてほしいなと思いますので、役場内部のほうでも検討されてみてください。

次に、2番目に入ります。

玖珠町の広報及び情報発信について、玖珠町アプリ「りんくす」の運用・コンテンツの活用について伺います。

今、自分も時々見ているんですけども、ちょっと情報が遅いのがあるんじゃないか。特におくやみなんかの欄を見ると、土日が挟まったときにはもう終わってしまってから情報が入ってくるような状況、それからごみ出しとか防災、幾つかありますよね、コンテンツが。それが日付を見てもらったらあれなんですけれども、中身は変わっていないから2021年3月31日の日付で情報を出すとか、やはり年度が変わったら年度が変わった時点の日付で、同じ内容でも変えて出すようなことをしたほうがいいんじゃないかな。いつまでも同じ情報というか、変わっていないということであっても日付が全然変わらない、それからおくやみみたいな遅い情報というのはどうにかならないかなと思うんですけども、どうですか。

○議長（大野元秀君） 藤井商工観光政策課長。

○商工観光政策課長（藤井正盛君） 今の件については、平日であればその夕方、届出がございまして、翌日には掲げるというような部分で今対応しているような状況でございますが、土日の件に関しては、組織内で協議しながら対応できるような形で検討したいと思います。

以上です。

○議長（大野元秀君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 新聞なんか見たときに、新聞のほうが多く早く出ているときがあるんです。新聞に早く出るということは、何らかの形で内部のことだから変えられないか。やはり情報というのは、常に新しく早いというのが大事じゃないかと思っておりますので、ぜひその辺検討ください。

次に、防災行政無線の運用管理、放送内容及び基準と活用について伺います。

これの基準的なものがあったら教えてください。

○議長（大野元秀君） 藤井商工観光政策課長。

○商工観光政策課長（藤井正盛君） お答えいたします。

防災行政無線については、玖珠町防災行政無線設置及び管理に関する規則、それから玖珠町防災行政無線管理運用に関する規程及び玖珠町防災行政無線放送に関する運用規程に基づきまして、緊急放送と普通放送により情報を伝えているところでございます。

緊急放送では、警報の発令や災害の発生に関する情報など住民の方々に早期に伝達することといたしておりまして、普通放送は、町内のイベントや行事に関するお知らせとして、朝と夕方の定時にお知らせしているところでございます。

以上です。

○議長（大野元秀君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） これらの内容について、町民の皆さんとどういうふうなところを流したほうがいいのか聞きたいとか、そういうようなことの会議とかいうことをされていませんか。

○議長（大野元秀君） 藤井商工観光政策課長。

○商工観光政策課長（藤井正盛君） 現在は庁内の総務課、それから当課を含めて協議している部分で、要望等はございますが、この規定により、普通放送について個別の地域や行事に関しての報告は現在行っていないのが現状でございます。

以上です。

○議長（大野元秀君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） いろんな分に関しては個人情報とかいろいろ関わってくるんで、一概にこれをしたらどうですかとかいうようなこともなかなか言いにくいところがあるんですけども、やはり町民の方がこういう情報が入ったほうがいいのかというようにあるのと、こちら辺はちょっといいんじゃないかなとかいうようなこと等いろいろあると思うんで、その辺、町民の皆さんと話合いをされる場があるなら、その辺のことも勉強してほしいなというふうに思います。よろしくお願

たします。

最後になりました。

これまでの質問事項について、令和4年度から実施する高校生までの医療費無償化については、本年10月から実施できるのか伺います。これは、一番最初にあったときに4月当初からできるかというふうに思っていたので、この辺がいつ頃できるのかということを確認します。

○議長（大野元秀君） 工藤子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（工藤尚之君） お答えいたします。

令和4年3月議会におきまして条例改正と予算の御承認をいただきました。本年の10月1日からの実施に向けまして現在準備を進めているところでございます。その準備の内容でございますが、新たに対象となる方、高校3年生までの子ども医療費の受給者証の交付に関する手続の準備、さらに大分県の医師会、県の歯科医師会、それから薬剤師会等への本町の制度変更に係る理解、対応をいただくために通知などを行っているところでございます。したがって、本年の10月1日からの実施は十分に可能というふうに考えております。

以上です。

○議長（大野元秀君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 分かりました。10月1日から可能ということで、高校生を持たれている親御さんも安心するんじゃないかなというふうに思っております。なるべく医療費は使わないほうがいいんですけども、そういう状態にならないほうがいいんですけども、もしも何かあったときには町のほうで無償化するというところで助かると思いますので、よろしく願いいたします。

最後になりましたが、こういう時期でございます。世の中がまだまだ以前のように戻っていません。ロシアのウクライナの問題もあります。ただ、我々としては、もう本当に地域住民のために少しでもお役に立つような仕事をしなければいけないんじゃないかなというふうに思っておりますので、役場の皆さん方も大変忙しいと思いますが、いろんな知恵、アイデアを一緒に出していただいて、いまちづくりをしていただきたいなと思います。

そういうところで自分の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（大野元秀君） 10番河野博文君の質問を終わります。

次の質問者は、5番松下善法君。

○5番（松下善法君） 5番松下でございます。

ここ最近の一般質問なんですけれども、私、いつも2日目の午後で、もう傍聴される方も少ないことが多いんですが、今日はたくさんの方が見に来られているので、ちょっとうれしいような緊張するような感じでございます。

最近は、情勢といたしまして、先輩方が質問されたように、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響によりまして、玖珠町の一大イベントであります日本童話祭も実質縮小したような形で何とか開催できた感じということで、ちょっとすっきりしないところもありましたが、このようなことが一歩ず

つでも進み、明るい方向に行くように、できるところは努力しながらやって、今後の世の安定という
か安寧を願うばかりでございます。

さて、議長より一般質問のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきたいと思います。

まず、指定管理者制度全般について質問をさせていただきます。

2003年の改正地方自治法施行で導入されました指定管理者制度は、行政のスリム化、コストカット
のために導入された制度です。当時の悪化傾向を続ける経済と財政に一定の歯止めをかけるべく、歳
出カットのためにつくられました。

行政にとってのメリットは、1つ、様々な施設の公務員を減らし人件費をカットできる、2、行政
法や行政の規則による契約では非効率であったため、その非効率的な契約手続を一部カットできるわ
けです。

ちなみにですが、昨年度4月段階での指定管理者制度導入状況は、学校、河川、道路を除く公共施
設において全国で7万7,537施設に及びます。年々増加傾向にあります。うち市町村の基礎自治体の
事業は6万2,753施設であると総務省自治行政局が昨年の4月に調査結果として発表しております。

民間企業等が担う指定管理者制度に移行し急速に拡大してきた官民連携は、地方公共団体と民間企
業との間で様々な協議を行い、民間企業等の創意工夫、ノウハウを引き出し、新たな関係を構築して
いく途上であり、共に考え、共に行動することを基本としていますが、さきの総務省の調査でも、指
定管理者の指定の取消しは平成18年から統計を取って平成18年が34件あります。3年後の21年で672
件、約20倍に増加しています。自治体の負担を減らすはずが、逆効果といえますか負担になっている
事例も多いわけですから。こうした指定管理をお願いする側と受ける側の関係構築には、行政と指定管理
者の横の関係が不可欠であると考えます。

そこで1点目ですが、現在指定管理者制度を受けている施設について、昨年度のそれぞれの評価を
伺いたいと思います。全てを伺うとなると大変な数になりますので、いわゆる主要な指定管理施設、
利益の生まれる施設の評価をお願いいたします。

○議長（大野元秀君） 山本総務課長。

○総務課長（山本恵一郎君） お答えいたします。

まず、現在の指定管理施設の状況について回答いたします。

指定管理者制度により運営しています施設は、公共施設総合管理計画の分類で申しますと、産業振
興施設8、スポーツ・レクリエーション施設1、文教施設122、社会福祉施設1で合計133施設となっ
ております。

議員御質問の昨年度のそれぞれの評価につきましては、議員申されたとおり施設が多いことから、
この分類ごとに主な次の4施設について回答させていただきます。1つ目が道の駅童話の里くす及び
慈恩の滝くす、2つ目が森林とのふれあい施設（憩いの森）、3つ目が各地区自治会館、4つ目が老
人福祉センターについて、担当課長から御回答させていただきます。

○議長（大野元秀君） 横山みらい創生課長。

○みらい創生課長（横山芳嗣君） お答えいたします。

議員御質問の事業評価ですが、大分県では指定管理者評価制度を導入し、自己評価、所管課評価、指定管理者評価部会による第三者評価を行い10月に公表するようになっていますが、本町では具体的評価基準や評価方法の統一基準は定めていません。現在は、各委託先から玖珠町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条に基づく事業報告書を提出いただいております、利用実績等を確認するにとどまっています。

まず、道の駅におきましては、毎月の担当者会議、年4回の理事会、定時社員総会において売上状況や来客人数の確認を行っています。定時社員総会が終了していませんので、総会終了後、議会において報告させていただきます。

憩いの森につきましては、令和3年度は利用総数126回、利用人数723人となっています。バンガローの利用者が351人、オートキャンプの利用者が181人と続きます。収支につきましては黒字となり、基金への繰入れを行っています。

各自治会館においては、利用日数等のほか、自己評価として5つの項目、適切な管理運営の確保、利用者のサービス維持向上、維持管理、収支の状況、総合評価を行っています。全ての自治会館で、自己総合評価は丸の「取り組めた」となっています。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 臼木福祉保険課長。

○福祉保険課長（臼木寛章君） それでは、福祉保険課のほうから回答させていただきます。

福祉保険課が担当する指定管理施設は玖珠町老人福祉センターのみでございます。事業評価ですが、他の指定管理施設同様に、具体的評価基準や評価方法の統一基準を定めておりません。現在は、指定管理者である社会福祉法人玖珠町社会福祉協議会から、玖珠町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条に基づく事業報告書を提出していただき、利用実績等を確認しております。

報告書では、指定管理に関する収支決算報告のほか、施設の利用状況について報告をいただいております。利用状況につきましては、令和3年度は開館日数281日、利用者数は8,196人、このうち町内の方の利用者数は7,621人、町外の利用者数は575人ございました。1日の平均にいたしますと、およそ29の方が利用したことになっております。新型コロナウイルス感染症の影響などにより、前年度比で約22%の減少となっております。

昨年度は、令和2年度から引き続き、新型コロナウイルス感染症の県内及び町内の感染者数の動向を把握しながら入館制限を行いつつの運営ではございましたが、温泉設備をはじめとする施設管理を玖珠町社会福祉協議会におかれましては的確に行っていただいたと評価しております。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 5番松下善法君。

○5番（松下善法君） ありがとうございます。

以前、いろんなことで一般質問の中で課長方がP D C Aと、最近あまり聞かなくなっただけですけども、以前はよく使われていました。その観点からいうと、やはり同じ評価基準を持って評価していただく。あまり難しいことを言うと町民の方は分かりにくいと思うんですけども、人事配置とかサービスなど、いわゆる費用対効果をどのように評価しているのか。

町民の方から聞かれたんですよ。僕らよりよく勉強しておるなと思ったんですけど、簡単に言うと、町は指定管理者にたくさんの投資をしているわけです。例えばですけども、3,000万円かけたらその後には町や住民にどれだけの見返りが、見返りという言い方もちょっと嫌らしいんですけども、戻りがお金だけじゃなくであるのかということでございます。もちろん、議会もこれを受けて議決するので、責任は大変重いというのも分かっております。3,000万円かけたら3,000万円以上のことが町に返ってくるということを考えて評価していかないと、税金を払っている町民の皆様方も納得がいかないのではないかと思うわけでございます。

これも手前みそというか、地元なんですけれども、以前、情報発信基地ということでカネジュウ館があったんです。カネジュウ館の場合は、最初は情報発信基地の割におかしいじゃないか、やっていることは食事を出してというふうに言っていましたけれども、今、町並みが結構整備されて、カネジュウ館ができてかなりやっぱり交流人口増えて、安い金額でランチが食べられたりすることで地元の人も行ったり、土日は大変来客される方が多うございます。こういうことは、お金だけじゃなくて、トータル的にそれ以上のプライスレスな効果が出ているのかなと思うわけでございます。

評価基準というのは、P D C Aという言葉をもってするならばぜひやって、次の年度に生かしていただく、そして、かけたお金以上のことが返ってくるようお願いしたいと思います。

そして次に、指定管理に応募していただいた候補者について、統一した審査方法で行っているのかについて伺います。

どのような審査基準でどのような審査が行われているのか、私なりに調べました。すると、町としては玖珠町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例、長いあれですけども、を定め、それに基づいて行っているようですが、統一した審査基準で行っているのか、また、施設の担当課が指定管理の公募の都度、審査基準、具体的な審査項目、配点を定めているのではないのでしょうか。確かに施設の規模や特性に応じた審査項目や配点となることは適切だと思いますが、町の施設としての水準を保つためには、満点のうち何点以上を合格にするとか、また、その評価する選定委員は町民代表や第三者をお願いするなど、一定の基準は必要であると思います。御所見を伺います。

○議 長（大野元秀君） 横山みらい創生課長。

○みらい創生課長（横山芳嗣君） お答えをいたします。

指定管理につきましては全ての課にまたがることですが、昨年度、企画商工観光課が公募による指定管理の審査を行いましたので、承継課のみらい創生課から回答させていただきます。

玖珠町の指定管理の選定につきましては、先ほど議員からもありました指定管理者の指定条例及び同施行規則に基づき実施しています。具体的には、条例第3条の2の規定による選定委員会の設置に

よる選定、昨年実施しましたカウベルランドの選定がこれに該当します。または第3条の3の指定管理の候補者の選定の特例による選定のいずれかに基づき行っています。

同一時期に行われる同一の施設の指定管理の選定に関しましては、当然ながら統一の審査方法で選定を行っています。指定管理施設ごとに設置目的が違いますので、全ての指定管理施設で統一した選定方法の採用は行っておりません。施設ごとに、条例第3条の2に基づき選定委員会を設置し選定するか、または条例第3条の3に基づき特例により選定することとなります。

以上でございます。

○議 長（大野元秀君） 5番松下善法君。

○5 番（松下善法君） 玖珠町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき行っていることは分かりますが、審査方法がより適切な評価となるような変更であればよいのですが、指定管理の公募の都度、担当課によって事務がやりやすいように、これまでの指定管理者が有利になるような変更になっているのではないかと疑問も残るわけでございます。新規参入がしにくく、出資法人を維持するための制度になってしまっている問題はあります。

そして、一番の問題だと感じるのは、今、課長おっしゃいました条例の第3条の2に、指定管理者の候補者の選定を公平かつ適正に行うため、選定委員会を置くことありまして、第8条が、この委員会の中には、委員は6名以内とし、町長が委嘱し、または任命するとあります。そして委員は、（1）副町長、（2）公の施設を所管する課長、（3）有識者、（4）その他町長が認める者とあります。

ある町民の方から、指定管理者の選定は公平なのかとそういう御意見をいただき、自分なりに調べ、さきの条例にある公平かつ適正な選定方法にしては、6名中2名が町という行政の人間であり、選定委員の6名のうち2人が身内であれば3分の1が関係者。指定管理者の選定について自分たちのいようにできるのではないかというふうに思われても仕方ありません。そういうところについて、町民の方々の中にはそういうふうに勘ぐって見る方もおられるかもしれませんが、町としては、専門の方、専門の課長、責任のある副町長が入ってくれることで公平という考えなのかもしれませんが、普通、今話を聞いて疑問を感じる方のほうが多いと思うんです。税金を投入する以上、公平な選定、検証ができるシステムが必要ではないかと思うんです。

玖珠町として、副町長や担当課長等身内を選定委員にするのではなくて、今の裁判員制度ではありませんが、町民の中から委員を選出して、本当に第三者による公平かつ透明性を持って開かれた選定委員会にするべきだと思います。いかがでございましょうか。

○議 長（大野元秀君） 秋吉副町長。

○副町長（秋吉一徳君） 選定委員会の委員の一人として私が加わっておりますので、私から答弁をさせていただきます。

まず、指定管理施設の設置者は町でありますので、町の意見は当然反映させるべきだと私は考えております。昨年の選定委員会の委員の選定に関しましても、私と担当の課長、それから施設の性格、公募に至った経緯を勘案いたしまして、財務に関係する知識や経験を有する者として県内金融機関及

び税理士会から各1名、それから町外からの利用を対象とする施設でございますので、玖珠町の状況を踏まえて、また県内外の交流施設の状況等に知見を有する者として、玖珠町を管内とする県西部振興局、それから玖珠町と地域まちづくり連携協定を締結している千葉県の明海大学から各1名の6名が任命され、それぞれ独立して指定管理者の選定業務に当たりました。

応募者の中から最もふさわしい者を指定管理者として選定するためには、今後とも施設の種類に応じて、施設ごとに関係する分野に精通する方々の中から委員をお願いしていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（大野元秀君） 5番松下善法君。

○5番（松下善法君） 確かに、お年を召した方で、急に選定委員になってもちょっと分かりにくい、どういうふうにしたらいいか分からないとかいう方もいらっしゃるかもしれませんが、本当に第三者で公平にするならば、いろんな世代、性別を入れてやるといいと思うんです。条例で、これも議会も通してきたんですから何とも言えませんが、もう6人以内と決まっています、6人以内の2人が町の人ということは、指定管理を決めるときにかなり町の意向、町長はじめ執行部の意向がそこに反映されるんじゃないかと受け取る町民の方がやっぱりいらっしゃるわけなんです。今、副町長が答弁していただいた説明を聞くと、確かにと思うところもあるんですが、本当に公平かつ透明性を持たせてやるならば、ちょっと一考いただきたいなと思うところがございます。

そして次に、指定管理施設や公共施設の浄化槽、受水槽、貯水槽または高圧受電設備の保安管理等の入札の方法、そして時期について伺いたいと思います。

○議長（大野元秀君） 山本総務課長。

○総務課長（山本恵一郎君） 議員の御質問に該当する施設は257施設に上りますので、先ほど評価について回答しました主な指定管理施設と公共施設のうち、役場庁舎について回答いたします。

引き続きの回答とさせていただきますので、役場庁舎の状況から説明させていただきます。

施設の設備の保守管理の業者選定の方法、その時期について、まず入札の方法であります。浄化槽の保守管理と高圧受電設備の保守管理につきましては随意契約を行っており、受水槽、貯水槽の保守管理につきましては指名競争入札を実施しております。

契約の時期につきましては、いずれも4月に契約を行っております。

いずれの契約につきましても、玖珠町長期継続契約を締結することができる契約を定めることができる条例に基づきまして長期継続契約を提携しております。

指定管理施設につきましては、引き続き担当課長から回答申し上げます。

○議長（大野元秀君） 横山みらい創生課長。

○みらい創生課長（横山芳嗣君） お答えをいたします。

先ほど評価の部分で述べました施設全ての浄化槽契約につきましては、契約期間が4月1日から翌年3月31日までとし、玖珠町が契約する分に関しましては地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を実施、また、受託者が行う契約も随意契約でございます。

道の駅の受水槽、貯水槽につきましては、道の駅が契約主体となり随意契約により年1回実施。高圧受電設備（キュービクル）におきましては玖珠自治会館と北山田自治会館が該当しますが、玖珠自治会館は令和2年4月1日から令和5年3月31日まで、北山田自治会館は令和3年7月20日から令和5年3月31日までの長期継続契約を行っており、自治法施行令第167条の2第1項の規定に基づく随意契約となっています。

○議長（大野元秀君） 臼木福祉保険課長。

○福祉保険課長（臼木寛章君） それでは、老人福祉センターの施設管理に係る契約についてお答えいたします。

老人福祉センターの施設管理に係る電気工作物保安管理業務は、玖珠町契約規則等の規定に基づき随意契約を実施し、今年度4月より令和6年度末までの3年間の長期継続契約を締結しております。浄化槽と貯水槽の清掃、点検等については、指定管理者から業者委託としております。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 5番松下善法君。

○5番（松下善法君） この件につきましても、今お二人の課長から御答弁いただきましたけれども、私の知り合いの業者の方から訴えがあり、私も話を聞く中で不満に感じましたし、申し訳なく本当に思いましたので、改善しなければならないのではないかと思います。質問させていただいているところです。

その方の訴えが全て本当なのか、私もその場において見聞きしたわけではありませんので、担当課や職員さん、行政の方、個人名、そこの施設等は言いませんが、業者の方の訴えでは、ある施設の電気設備について年度途中で管理を受けたと。年度が終わり4月に入り、数日たっても町からは連絡がなかったと。3月いっぱい、さっき言うように年度の3月31日で契約が切れているので、何かトラブルがあると町が困るのではないかと業者の方は心配して町に問い合わせると、見積りを持ってきてくださいと言われ、年度途中で自分が受けた額と同じ額で見積りを出して、新年度も自分が仕事をいただけるものというか受けるものだと思っていたところ、担当課から連絡があり、あなたの提出した見積りが高く、ほかに安く見積りを出した業者がその施設の管理を受けることになりましたという連絡があったそうです。それでその方は御立腹されていたんです。

この話を聞きまして私が疑問に感じたのは、指定管理施設等の浄化槽、受水槽、貯水槽またはそういう高圧受電設備の保安管理等の入札は年度末で済ませて、僕らは3月議会、年度末なんでいろいろあるんで早めにといい、前回の3月議会が3月18日で閉会したと思うんです。予算が決まってからいろいろ手続をするんで早くあるんだろう、大変だなと僕らは思っていたんですが、年度末でそういう指定管理の入札契約を済ませて新年度を迎えるのではないかと。

そして、次に不満に感じましたのは、契約が切れているため何かトラブルになると町が困るのではないかと心配した業者の方に対して、言った言わないの話になるかもしれませんが、競争入札であることも説明しない、または入札について説明書きなどの書面も渡さないのかと。そして、何かあったときにすぐに対応してくれる地元の業者を大切にせず、ただ入札時に安くたくたく大手の業者を選定し

たことに疑問を感じ、不満に思いました。入札ですから仕方ないと言われればそうなんですけれども、せめてそういうほかの業者との競争だということが伝わっていないというのはおかしい。

そういうことについてどのように考えられるのか、町長どうでしょうか、今のお話を聞いて。御所見を伺いたいと思います。

○議 長（大野元秀君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） 私からお答えさせていただきたいのは大きく2点ございまして、まず最初に、今、議員がおっしゃった個別の指定管理施設の業者選定の件でございますけれども、先ほどから答弁していますように、方法は随意契約と。ただし今、契約に当たっては、随意契約が地方自治法第167条の2項か何かで随意契約という項目があると思うんですけれども、その中で、そうあってもここにいう特定をするのではなくて、より発注側の条件がいいように相見積りを取る形で執行しているんだろうというふうに思います。どの施設か特定できませんので正確なことは申し上げられませんが、その相見積りの中で条件のいいほうに指定管理者を選んだのではないかなというふうな思いがしております。

随意契約でない場合は、正式に執行通知を出して、入札ですから入札書を出してくださいという書類としてのお知らせをしますので、その発注と契約の方法が随意契約によるものなので、必ずしも御本人に入札行為だということが伝わっていなかったのではないかなというふうなところがうかがえます。しかしながら、年度途中からその業者の方をお願いして一時的には一緒に仕事をさせてもらった経緯もございまして、その辺はコミュニケーションを取って親切丁寧に、入札方法、見積方法を含めて説明すべきではないかなというふうに思っております。

この場をおかりして、先ほどの指定管理の選定の分ですけれども、条例の中では、プロポーザルにしろ入札にしろそういう審査委員会を設けて執行しなさいという、どの指定管理にも共通するものを条例としてうたっております、先ほど言いました分類の業種ごとの審査に当たっては、それぞれの中で審査委員会を設けて指定管理先を選定するというようになっております。

したがって、条例の中にそれぞれ業種のそれぞれのことは条例としては記載をしないものだというふうに思っております、そういった意味で、審査委員会の中に6名というふうな人数があって2人役場の中の関係者がいるというのは、先ほど副町長が言いましたように、町としてはこれは当然のことかなというふうに思っています。町の職員、関係者がいること自体が不透明だという思いもあるかと思っておりますけれども、公共施設であって公の町の財産を指定管理としてお任せしていると。じゃ、そこが全く関与しなくて、どこかの知らない都市部の業者が来てそれを運営していいかというところもございまして、町として責任を持って町の財産、施設、公共施設を維持管理、それから町民の方へサービスしていくという責任がある中では、過半数を超えない程度の2名程度が審査委員に在るのは当然かと思っております。

一つ例を取ってみますと、例えば社会福祉センターのように社会福祉協議会という組織は、町としては信頼関係もあり実績もあるんで、そこをお願いをしたいという思いは当然あります。しかしなが

ら、ただ安いだけがゆえにという理由だけで例えば東京都や大阪府から福祉団体が入ってきてそういう社会福祉事業を展開するということになったときに、採算に合わんから何年かたったら引き揚げるというふうに逃げられた場合、これまで社会福祉協議会におられた方々、地元をよく知っておられるスタッフの方々が何年か路頭に迷うようなことになって、5年後、10年後に社会福祉協議会にまたお願いしますというときに、もうそういった知識や余力がない状態になったときに責任を持った運営ができないということになりますので、そういったことを考えたときに、町から審査委員となっている2名は、そういった実績や経験を評価するというスタンスで臨むということになりますので、単純になかなか安いからとか費用対効果を考えるときに、東京や大阪のそういった団体がいいからということだけでは指定管理にお願いできないということもありますので、町としての意見反映を行う2名であるということは確かだというふうに思っております。御理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 5番松下善法君。

○5番（松下善法君） そういう福祉とか本当に公共性の高いところに限っては、町の方、町長をはじめ執行部の関係の方がいらっしゃるといのはもちろんだと思います。私が言うのは、結局、一般の企業の方等が受ける指定管理施設です。特に、変な意味で言うんじゃないですけども、一つのところばかりがずっと町にべったりしているように感じる町民の方もいらっしゃるわけですよ。そういうふうにならないためにもという意味も込めて質問させてもらったところでございます。ありがとうございます。

先ほどお話ししたところの契約の問題ですけども、最初に言ったように、私もそこで見聞きしたわけじゃないのでどこまでがどうかは分かりません。やはり今からというか、何年か前の水害とか地震とかあったときに、御存じのように国道387号、210号、全部壊れて行き来ができない。そういう特殊な資格を持った業者さん、受けている業者さんが例えば佐伯市、別府市の業者さんだったときに、玖珠町の施設の電気が止まりました、道が落ちているから来られません、玖珠町はライフラインを断たれますよ。玖珠町に残っている特殊な資格を持ったそういう業種の方々というのを、僕はやっぱり無視できないな。特別視というか、優遇してこれこれするというわけじゃないですよ。いらっしゃらないと何かのときに絶対困ることが出てくると思うんです。

プレミアムクーポン券というか、あれとはまた発想が違うかもしれませんが、クーポンを1万円買って1万何千円で、全部大きな大手スーパーで使ったら困るので地元の商店街でという話もあったじゃないですか。やはり地元の特殊な資格を持った業者さんを、そこばかりにあれするんじゃないですけども、ある程度、ここはやっぱり重要で、何かあったときすぐ来てもらうのは悪いからとかというのを考えながら入札をしていただきたいし、業者の方に対してやっぱり丁寧な、そういう意見の相違というか、嫌な思いをさせないような対応をぜひしていただけたらなと思うわけでございます。

次の質問に移りたいと思いますが、地元の設備や電気工事業者の保護のための発注の在り方を質問

いたします。

設備や電気工事の分野は、土木や建築などの分野の工事と工事の取り合いという点で密接に関係しますし、それら発注工事の不備による影響をもろに受けてしまう側面があります。また、これらの工事のめどが立たないと工事は進められない側面もあります。地元の設備・電気工事業者が元請受注する頻度が高い改修・改良工事は、新設工事よりも設計や施工を行う上でクリアしなければいけない条件が複雑であり、事前の設計の精度が悪いと施工時の工期や施工金額にかなりの影響が出ることは必至です。実際に設備・電気工事の着手時期によっても設計内容が確定せず、施工図が作成できなかったり、設計図、設計書の不備、不明確による再度の現地調査や施工中の設計変更が必要になるなど、受注業者の足かせになっているケースもあります。

また、既設工事の調査が不十分で、現場確認をすると設計図との相違が多く、発注仕様書に記載されている内容が抽象的で、どうとでも取れるような記載になっている案件もあると聞きます。発注者側の設計ミスによる追加工事やサービス工事は、落札率が下がっている現下の状況において業者の負担は大きなものになります。特に、受注した側は次の受注を考えると、このような発注者側のミスに起因する追加工事やサービス工事などに対して、それこそ泣き寝入りするようなケースもあります。発注者側のミスは設計者のミス、設計を担当した職員の人事考課に直結するので、なかなか発注後の契約金額の変更を認めることはなく、業者側も、次の案件の入札などを考慮して追加分のまざるを得ないケースがあると聞いております。これは、設備や電気工事だけの話ではありません。具体的な工事案件を挙げて指摘することはしませんが、私も実際に業者の方からクレームを受けたこともあります。

そこで質問をいたします。設備や電気工事の改良、改修工事において設計委託をする場合、設計のための調査費用は標準的な積算基準に基づき率で計算して調査費用を計上するケースがほとんどで、積み上げによるものが少ない状況と聞きます。その結果、数万円程度しか調査費用が計上できず、設計が不十分になるケースがあるようです。その設計を基に工事が発注された場合、発注金額が小さな工事案件は、工事の変更や追加があった場合、利益が少ないため影響が出やすいと言えます。設備や電気工事の改良・改修工事において設計に関わる調査費用をどのように考慮しているのか、事前の設計の精度が悪いと施工時の工期や施工金額にかなりの影響が出るようでございますが、現状を伺いたいと思います。

○議長（大野元秀君） 宿利契約検査課長。

○基地・防災対策課長兼契約検査課長（宿利明德君） お答えいたします。

入札行為全般についてございますが、工事内容、設計金額に応じて指名通知を行い、設計金額に応じて見積り・閲覧期間、5日間、10日間、15日間としております。その間に質疑を受けておりますが、設計内容等に質疑が出た場合は担当課による回答を行っております。

なお、応札した業者は設計内容や資材等を納得した上での落札だと考えておりますし、また、工期及び設計内容の変更が生じた場合は受注者と担当課の間で協議の上で対処しております。そのことか

ら、大きな乖離はないものと考えております。

以上です。

○議長（大野元秀君） 5番松下善法君。

○5番（松下善法君） これも業者さんに聞いたんですけれども、業者さんの中では受けかぶりというふうですが、受けた業者が運が悪かったで済まされないようなシステムといいますか、今、課長さんが説明いただいたことを聞けば、そんなに損はしないじゃないかなというふうに思うんですけれども、実際そういう業者さんの中で受けかぶりという言葉があるということは、次を考えてやっぱり我慢するとかいうことがあるんじゃないかなと思います。そういうことが起きないような方法というか、またそういうシステムを一考いただければありがたいなと思うわけです。

次に、入札の不落と不調について御質問いたします。

町民の方から、田植をしたくてもできない、片側通行で不便だとたくさんの意見をいただきます。さきの水害で業者の方々の手が回らないのも聞いておりますし、割のよい仕事から受けていくことは仕方のないことなのかもしれません。

私の認識では、不落とは入札で最低入札金額が予定価格を上回り入札が成立しないこと、また、最高入札金額が予定価格に達しないため落札者が決まらないことをいう場合もあります。不調とは、入札で応札者がいないため応札者が決まらないことであります。予定価格の範囲内で応札がないため、入札を終了させるという場合もあると認識しております。

業者の方から見れば、町の予定価格は恐らく低過ぎるだろう、だから積算しても骨折り損になるだけだ、赤字になるだろうと。もっと寄りつきがよく、利益率の高い仕事から受けていけばよいということで、入札がない、応札しないと。

ロシア、ウクライナの戦争やコロナウイルスの影響もあり、燃料費や重機、建設資材は高騰しております。また、技術者、職人さんの不足は常態化しております。建設会社等は法人事業税を納める立派な企業です。職人さんも税金を納める大事な住民でございます。請け負う会社に適正な利益をもたらす、こういう視点が現在の玖珠町ではちょっとシビアに行き過ぎているのではないかと考えるところもありますが、この入札不調、不落の問題について町としてどのように分析され、今後どのように改善なさるのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大野元秀君） 宿利契約検査課長。

○基地・防災対策課長兼契約検査課長（宿利明德君） お答えします。

建設業者等の御協力をいただきながら豪雨災害の早期復旧を目指していますが、玖珠郡内における災害件数が多く、町議が言われた不調や辞退などが発生しているのも事実であります。労務調達や施工管理など同時に施工できる箇所数に限りがあることや、地形的に不利な現地は避けたいという心理が要因だと思われまます。

このため、玖珠町といたしまして、現場代理人の担当施工箇所数の拡大や、不落が2回続いた案件に対しましては随意契約に切り替え、近隣の現地で施工中の業者など施工を受け入れていただける業

者を選考しております。また、令和3年度災害は工事規模や施工性を考慮して町外業者へ指名エリアを拡充するなど、様々な方法で復旧工事の早期完成に臨んでいるところでございます。本年もまた、指名エリアの拡充を検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 5番松下善法君。

○5番（松下善法君） 私も実際、職員さんが休みの日とか時間外に行って対応しているところを見たこともありますし、本当に大変な問題だと思います。もうどうしてもやっぱり業者さんの数、A級とかB級とかいろんな請け負う業者のランクもありますし、金額のこと、企業ですからもうけにならないとなかなかやりたくないとかいうのもあるでしょうし、本当に頭の痛いところだと思います。しかしながら、何かいい知恵を絞りながら、町民の方々が利便性を感じるように、元の田んぼ、元の道に早急に戻れるような考えが出るというのと本当に思うわけですし、願うばかりでございます。

そして、次に関係人口の創出についてお伺いいたします。

人口減少、少子高齢化が急速に進む我が国において、新たな地方創生の方策として注目を集めているのが関係人口という考え方です。日本創成会議で地方自治体消滅の可能性が指摘されてから、国が雇用創出で子育て支援等の地方創生政策を進めているにもかかわらず、地方分散や移住・定住促進は停滞し、残念ながら地方への人口分散は進まず、都会への人口集中はまだまだ続いています。全国の地方自治体が移住・定住に力を入れていますが、どこかの定住人口が増えれば結局どこかの人口が減るというわけで、人口が減ることなく増えるばかりで地域を元気にできる第3の人口があります。そんな新たな地方創生策として注目を集めているのが関係人口でございます。

関係人口とは、移住に至らないまでも地域の応援団としてその地域の魅力を発信してくれる人であり、長期的な移住した定住人口でもなく、短期的な観光に来た交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる者のことです。また、関係人口には、観光地への訪問をきっかけに段階的に移住に至る人もいれば、移住はしなくとも特産品の購入やふるさと納税など、思いを寄せる地域に積極的に関心を持ち続け、貢献しようとする人々も存在します。

玖珠町も、ほかの市町村と同様に物すごいスピードで高齢化が進み、生産年齢人口の急激な減少が予測されています。今後の経済や文化活動を維持するために、新たな担い手の確保策を講じなくてはなりません。玖珠町の応援団をつくることになる関係人口の創出に今後積極的に取り組むべきだと考え、質問いたします。

まず、関係人口について、地方創生に向け今後取り組むべき課題解決のための有効な考え方であり、きちんと政策に落とし込み推進していくことが必要と考えます。また、関係人口の創出について町は現在どのような取組を行っているか、今後新たな施策はあるのか、伺います。

○議長（大野元秀君） 横山みらい創生課長。

○みらい創生課長（横山芳嗣君） お答えいたします。

今、議員さんのほうから関係人口の御説明がございましたので、私のほうは省略をさせていただきます。

ます。

関係人口ですが、地方創生の担い手になるため、必ずしも移住は必要でなく、まずは関係人口として地域との関わりを深めていくことが大切とされています。そのためには興味を持てる地域にすることが大切だと思います。

関係人口の先進的な事例を御紹介いたしますと、北海道の町では、クラウドファンディング型のふるさと納税を募り、その寄附者に対して首都圏で開催する交流イベントへ招待、また、愛媛県の市ではSNSを活用、市のファンクラブを立ち上げ、また島根県の町では、人気のある廃止された駅がございいますが、その駅を資源と捉えて鉄道ファンに働きかけ、イベントや地域課題を住民と共に考える講座を開催ということをやっておるようございます。

本町では、既に玖珠町アプリ「りんくす」を使ったSNSの発信を行っており、豊後森機関庫もあり、活用によっては関係人口の獲得資源は十分にあると思います。本年度は、豊後森機関庫で宇宙少年団や鉄道少年団との交流を図り、玖珠町ファンになってもらう取組、また、町内の店舗で台湾料理の開発を進め、台湾彰化市の方々に興味を持ってもらえるなどの取組を計画しています。また、人工衛星データを活用した栽培管理による付加価値を高めた玖珠米の新しいブランドを開発し、皆様に高品質を知ってもらい、広くPRし購入してもらえるようにするというプロジェクトも進行中です。

いずれにしましても、玖珠町の魅力化づくりが定住人口、交流人口、関係人口の増加につながると考えていますので、町全体としての魅力化づくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 5番松下善法君。

○5番（松下善法君） 全国俳句大会とか創作童話とかそういうこともおっしゃるのかなと思っておりましてけれども、日本童話祭にしてもそうですね。いろんなことで交流人口、関係人口を増やしていくというのは大事だと思います。

次に、ただいまの質問につながることでございますが、関係人口の創出については革新的な発想が必要と考えます。そこで、マンネリ化している玖珠町日本童話祭に合わせて短編映画を玖珠町で制作していただき、コンクールを行うことはできないでしょうか。高校生でも大学生でもよいのですが、夏休み、冬休みなどに玖珠町に来ていただき、空き家バンクに登録している空き家などを活用して宿泊していただいて短編映画を作っていただく。急に突拍子もないことを言うやつだなと思われるかもしれませんが、既に北海道をはじめほかの自治体ではさつき課長が言われたようなイベントも行ってありますし、写真コンクールや映画祭など様々なイベントが各地で行われております。玖珠町も、ちょっと前になりますけれども、以前、ティーアンドエス社のイベントでウォーキングをしながらのフォトコンテストというものもあったと思いますし、私も参加しました。

玖珠町もGIGAスクール構想やペーパーレス化、デジタルトランスフォーメーションにいち早く力を入れておりますし、現在の皆さんお持ちのスマートフォンで、今本当に短編映画ぐらいなら簡単に作れる世の中になってきております。ぜひ取組を進めてみてはどうだろうかと思いつき、質問した

ところですが、予算の関係上、そんなに急に言いましてもすぐできることとは思っておりません。関係人口、交流人口を増やす施策としては一考の価値があると思います。

そこで、今後、マンネリ化している日本童話祭に合わせてそういう映画祭等を開催することは考えられるでしょうか、御意見いただきたいと思います。

○議長（大野元秀君） 和田社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼B&G海洋センター所長（和田育男君） お答えします。

御案内のとおり、久留島武彦先生は日本のラジオ放送やアニメーションの礎を築いた一人として名を残しておられます。日本童話祭はそのような久留島武彦先生ゆかりのイベントであるからこそ、また、先ほど議員さんが言われますように、関係人口の創出についての思いから議員の御提案があったものと理解しております。

童話祭行事につきましては、住民の各種団体の皆様から構成されています実行委員会や事務局会議の中で決定しております。今回の御提案につきましても、今後開催される会議の中で話し合いを重ねていきたいと思っております。また、童話祭のマンネリ化という意見につきましても、これまでの伝統や歴史を継承しながら時代のニーズに対応できるような行事内容を、実行委員会の中でも話し合いを重ねてまいりたいと思っております。

ちなみに短編映画祭の件ですが、私はあまり詳しくないんですが、コンテストにつきましては世界的規模なものから国内の映画配給を行っている大手、1つの映画館レベルで行っているもの、様々な形で開催されているようであります。実際に隣、日田市の映画館、日田リベルテのほうでも実施しているということをお聞きしておりますので、情報収集を行っていききたいと思っております。

以上です。

○議長（大野元秀君） 5番松下善法君。時間3分を切っております。

○5番（松下善法君） 子供に聞きますと、日本童話祭でeスポーツ大会をやったらいやんとか言う子もおりましたけれども、日本童話祭の本当の目的からするとちょっとずれているかなという感じも、やっぱり世代によって考え方が違うところがございます。

ただいま提案させていただいたことに限りませんが、今後の玖珠町のことを考えると何かしらのアクションを望むところです。

最後になりましたが、新型コロナウイルスやロシア、ウクライナによる戦争により景気が悪くなり、玖珠町でも犯罪率が増えたり、水害や地震などの災害も予告なくやってきます。行き当たりばったりにならないように様々なことを想定しながら、玖珠町町民が困らないように、町長はじめ執行部と議論を重ねながら、よりよい方向に向かっていけるように今後ともよろしく願いいたします。

これもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大野元秀君） 5番松下善法君の質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

明日10日から20日の11日間は、常任委員会等による議案審議のため休会といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、明日10日から20日の11日間は、常任委員会等による議案審議のため休会とし、21日は閉会日となります。

本日はこれにて散会いたします。

御協力ありがとうございました。

午後2時49分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年6月9日

玖珠町議会議長 大野元秀

署名議員 衛藤和敏

署名議員 藤本勝美